

平成 22 年第 1回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成22年3月3日

開 議 午前9時30分

	末武議長	おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成22年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。
		招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆さん、おはようございます。本日は平成22年第1回のまんのう町議会定例会をお願い申し上げましたところ、年度末の公私共に大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、先ほど表彰を受けられました末武議長様におかれましては、永年の功績が認められての受賞、誠におめでとうございます。今後とも健康に留意され、益々のご活躍を期待をいたしております。
		ところで、早いもので今定例会が任期中最後の定例会となりました。しかしながら、今定例会は新しい年度の予算を審議する重要な議会でございます。今定例会に上程いたしておりますのは、議案30件、諮問1件でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	末武議長	日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。
		事務局長 久留嶋一之。
	久留嶋議会	ご報告を申し上げます。
	事務局長	初めに町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案30件、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案件1件を受理いたしました。次に地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条第2項の規定に基づく議員提出発議1件、意見書1件を受理いたしました。 次に組合議会関係について、平成21年12月24日、平成21年第3回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 仲多度南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案、他1件が審議されております。 平成22年2月18日、平成22年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、他8件の審議がされております。 平成22年2月24日、平成22年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成21年度中讃広域行政

日程第 1	久留嶋議会 事務局長	事務組合一般会計補正予算第 3 号、他 1 1 件の審議がされております。				
		次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 2 1 年 1 1 月分から平成 2 2 年 1 月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査の報告がまいっております。以上で議会報告を終わります。				
	末武議長	議会報告を終わります。				
		日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。				
		議会運営委員長 三好勝利君。				
	三好議会 運営委員長	議会運営委員会の報告を申し上げます。				
		2 月 2 6 日午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、3 月定例会運営について慎重に審議しましたその結果をご報告いたします。				
		平成 2 1 年度一般会計補正予算及び平成 2 2 年度一般会計予算審議の方法は昨年同様、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分について、それぞれの委員会において審査、質疑、終結までして、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は、報告を受けた後、全体的最終的な審査を行うこととします。				
		それでは、お手元に配布されております、議事日程第 1 号についてご説明を申し上げます。				
	日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長			
	日程第 2	会議録署名議員の指名				
	日程第 3	会期の決定	【本日から、3 月 1 9 日の 1 7 日間と致します】			
	日程第 4	施政方針				
	日程第 5	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長			
日程第 6	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長				
日程第 7	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長				
日程第 8	議案第 1 号	まんのう町課設置条例等の一部改正について			【即決】	
日程第 9	議案第 2 号	まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務常任委員会		【付託】	
日程第 10	議案第 3 号	まんのう町長期継続契約を締結することが できる契約に関する条例の一部改正について	総務常任委員会		【付託】	

三好議会 運営委員長	日程第 11	議案第 4 号	まんのう町国民健康保険税条例の一部改正 について	総務常任委員会	【付託】
	日程第 12	議案第 5 号	まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭 福祉手当支給条例の一部改正について	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 13	議案第 6 号	まんのう町公民館条例の一部改正について		【即決】
	日程第 14	議案第 7 号	まんのう町公営設置浄化槽 管理条例の制定 について	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 15	議案第 8 号	まんのう町自家用自動車有償運行事業に 関する条例の廃止について	総務常任委員会	【付託】
	日程第 16	議案第 9 号	まんのう町道路線の認定について	建設経済常任委員会	【付託】
	日程第 17	議案第 10 号	まんのう町道路線の変更について	建設経済常任委員会	【付託】
	日程第 18	議案第 11 号	香川県市町総合事務組合規約の一部変更について		【即決】
	日程第 19	議案第 12 号	平成 2 1 年度まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号	総務常任委員会	【付託】
	日程第 20	議案第 13 号	平成 2 1 年度まんのう町国民健康保険 特別会計補正予算 案 第 4 号	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 21	議案第 14 号	平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計 補正予算 案 第 2 号	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 22	議案第 15 号	平成 2 1 年度まんのう町後期高齢者医療 特別会計補正予算 案 第 1 号	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 23	議案第 16 号	平成 2 1 年度まんのう町介護保険特別会計 補正予算 案 第 1 号	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 24	議案第 17 号	平成 2 1 年度まんのう町診療所特別会計 補正予算 案 第 1 号	教育民生常任委員会	【付託】
	日程第 25	議案第 18 号	平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業	教育民生常任委員会	【付託】

	三好議会 運営委員長			特別会計 補正予算 案 第2号	
		日程第 26	議案第 19 号	平成 2 1 年度まんのう町水道事業会計補正 予算 案 第 2 号	建設経済常任委員会 【付託】
		日程第 27	議案第 20 号	平成 2 2 年度まんのう町一般会計予算 案	総務常任委員会 【付託】
		日程第 28	議案第 21 号	平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計 予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 29	議案第 22 号	平成 2 2 年度まんのう町老人保健特別会計 予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 30	議案第 23 号	平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療 特別会計予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 31	議案第 24 号	平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計 予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 32	議案第 25 号	平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計 予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 33	議案第 26 号	平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計 予算 案	建設経済常任委員会 【付託】
		日程第 34	議案第 27 号	平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計 予算 案	建設経済常任委員会 【付託】
		日程第 35	議案第 28 号	平成 2 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計 予算 案	建設経済常任委員会 【付託】
		日程第 36	議案第 29 号	平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業 特別会計予算 案	教育民生常任委員会 【付託】
		日程第 37	議案第 30 号	平成 2 2 年度まんのう町水道事業会計予算 案	建設経済常任委員会 【付託】
		日程第 38	発議第 1 号	まんのう町政治倫理条例の制定について	総務常任委員会 【付託】
		日程第 39	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	【即決】

	三好議会 運営委員長 末武議長 藤田議員 末武議長 三好議会 運営委員長	日程第 40 意見書第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 案 総務常任委員会 【付託】 一般質問は、3月4日の本会議にて行います。 以上の日程で意見の一致を見、午後4時10分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 藤田昌大君。 9番、藤田ですが、議運の委員長さんには大変日程に対して苦勞されたと思いますが、2点ぐらいちょっと質問がありますので、質問したいと思います。 1つはですね、一般質問の時期でありますけれども、今日もですね四国新聞を見ますと、一般質問、各善通寺、三豊市が載ってました。そういった中でですね、一般質問の時期でありますけれども、できればですね、最終日の前段ぐらいでですね、各議案がだいたい大綱審議された後ですね、例えば委員会の質疑等もあります。そういった中でですね、次の議会に向けての部分とかしたらですね、ちょっと日程的に本会議の一般質問がですね、今日の明日言うんではですね、非常にちょっと3月議会審議を受けたどうのこうの言うんはちょっとないかも知れませんが、ちょっと日程的な配慮がされたら良かったかなと思ったんですけども、それに対する意見があったかなかったか言うことをちょっとお伺いします。 それともう1点ですね、意見書の取扱いの基準でありますけれども、12月議会で我々もですね、こういった同様の趣旨をしましたがけれども議長預かりになりました。今回はですね、議案に載ってます。その分ですね、基準をちょっと意見書をですね、どこで議長預かりにするか、これは議案に載せるかという基準があればですね、委員長さんにちょっとお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。 三好勝利君。 非常に重要な質問で、立派な質問であります。それに対してお答えします。議会運営委員会といたしましても、相当やっぱり慎重に審議を重ねて、ある委員会においては、夜やったらどうかというような案も出ました。それから、以前から一般質問は土曜、日曜とか夜にやったらどうかという再三意見がありましたけど、それは解決を見るに至っておりません。もう間近く新年度に変わるわけですので、引退される方、新人の方が相当出られるようですが、相当まあ、今の数から言うと新人の方もお見えになる予定ですので、また新しい議会は議会なりにまたそういうことを決めていただいて、それからまた条例制定においても、議運預かり
--	--	---

	三好議会 運営委員長 末武議長 小亀議員 末武議長 三好議会 運営委員長 末武議長 藤田議員	とか総務預かりとか、相当中で、委員会の中で紛争しましたがけど、やはりこれ見ていただいたら分かるとおり、総務がだいたい担当するんであろうと。それとまた一般質問も今日の明日でどうだろうかと言う意見がありましたけど、この議案書ちゅうのを1週間も10日間も前からいただいて、みんな10回ぐらい読んで来とると思うん。それに対して一般質問しとんじゃ。こんな全部頭に入っとらな審議できんの。本番で今日見て、今すぐでどうこういうことはできんの。みんな頭に入とると思うん。議員各位はそれぐらいの知識と認識を持って今日の議場に入とると思うん。ですからそういう意見もありますけど、その辺は議員各位がやっぱり十分理解していただいて、この議案書を全部頭に入れて審議していただく。それに対する一般質問と言うのは、大きないつも私が申しますけど、このわずかまんのう町の中の行動であって、憲法とか国の法律に照らし合わすんじゃなくして、いかにこの地域の住民が幸せになれるかという個々の意見をぶつける場ですので、そういう配慮も分かってやっていただきたいと思います。ただし、議運においては夜間にしたら、土日にしたらという意見は再三再四出ております。ただ結論に至っておりません。また、新年度の議員さんがまたそういう発想のもとでやっていただけることを希望して答弁とします。 他にありませんか。 小亀重喜君。 すいません。1点だけお聞きできたと思うんですが、議案第1号のまんのう町課設置条例の一部改正につきまして、今委員長の方で即決というふうにお聞かせいただいたんですけど、これ自体は本来はほんとにその課で良いのかどうか、職務分掌等のことがありますので、例えば付託したらどうだろうかという意見は出たのかどうか。色んな時間的な制約もあろうかと思いますが、その辺りの審議の経緯を教えてください。 三好勝利君。 議運といたしましては、これ課の設置条例、即決となっておりますけど、即決で全員が賛成せえという意味ではないんです。ここで否決すればそれでいけるわけです。別に。それからまた審議に入ってもいけるし、即決だから全員賛成してくれという意味ではない。その辺はやっぱり勘違いしないように。我々その辺の責任持って即決の判断を下しておりますから。我々個人的にもやはりその課の設置条例においては執行部が出してきた分についていかがかなという点はありませんでしたが、とりあえず無難な線だと言うことで今受けております。ですから、別に今日即決で否決していただければまたやり直すことができますので、その辺は勘違いしないようにしてください。分かりましたか。 藤田昌大君。 9番、藤田ですが、ちょっと委員長、感情的になり過ぎてないかなと思いますんで、ちょっと言いますけれども、別にね、中身
--	---	---

藤田議員	を言いよんではない。やっぱり、小亀議員が言うたのは、やっぱり慎重に審議する方がいいんでないかということですね、例えば仕事の内容がですね、これはこっちに相応しいやろうかというのが出てきますよね。そういった部分で、やっぱり、審議する場があつてはええんでないかと思うんで。僕も、僕の答えもちょっと感情的になつとったんで、言いにくかつてもう黙つとったんですが、ついでだから言わさしてもらいますけども、十分それは分かっておるんですよ。ただ、この新年度の予算ですからね、それが委員会審議があつて、その中で例えば付け加えて言おうとすればですね、この例えば委員会主義の部分もですね、入れられるわけですよね。例えば一般会計予算の中のそれぞれも。そういった部分でね、建前的な一般質問ともうちょっと踏み込んだ一般質問ができるんでないかとそういった意味で僕は審議をした中でですね、より良い栗田町長とですね、私たちのより良い関係を築いていこうと、そういう立場でですね、質問していただいたわけでありまして、あまり委員長感情的になったらちょっとやりにくいと思いますので、その辺議長、配慮よろしくをお願いします。かんまんて。
末武議長	三好勝利君。
三好議会 運営委員長	貴重な意見をありがとうございました。やっぱり、あんまり感情的になるといかんという国会でも国のトップが感情的になるので、その性格を見抜かれたら諸外国から攻め入れられるという点で、私も非常に苦勞しておりますけれど、私自体もこの課設置条例については確かに疑問点がありました。やはり私が再三再四、一般質問やったけど、執行部にそれだけの理解力が無いということで私は諦めました。以上です。
末武議長	これ1つだけ。議長として申し上げておきたいのは、課の設置条例に関しては今回即決でしておかないと19日まで置いて、19日にこれをしたんでは課の統廃合の色んな人事の分に対して支障をきたすということで、今回即決という事になった経緯もございますので、その辺踏まえていただきたらと思います。
本屋敷議員	本屋敷崇君。 今の議長の発言におきましては、19日までに決まらんかったら課の方がいかんというんであれば、12月議会に出してくるべきであつてですね、それは議会の方に時間がないから即決で行けよというのはちょっとおかしいと。今の発言はちょっとどうかと思いますんで、それは今度ですね、この第1号議案があがった時に議会議員のみなさんの方で即決にするのか、委員会付託の方にするのかを決めていただきたいなと思いますんでよろしくをお願いします。
末武議長	他に質問ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。

日程第 2	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、10 番 黒木保君、11 番 大岡克三君を指名いたします。
日程第 3		日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 17 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって会期は 17 日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第 4 施政方針を行います。 町長 栗田隆義君。 平成 22 年まんのう町議会第 1 回の開会にあたり新年度の施政方針と予算の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。 平成 18 年 3 月 20 日に新まんのう町が誕生して以来、早くも 4 年が経過しようとしています。その間、新生まんのう町、初代町長として新町発展のため全身全霊を尽くしながら、議会の皆様と車の両輪のごとく、共に歩んでまいりましたが、あっという間の 4 年間でございました。 振り返ってみますと、国、地方共に財政状況の著しい悪化などにより三位一体改革をはじめとする構造改革が進められ、地方分権が叫ばれるものの、人口減少、少子高齢化など地方を取り巻く環境は大変厳しい中での出発でありました。その後、変化の激しい社会環境がもたらした都市と地方の格差など社会構造の 2 極化が深刻化するのに対し、時の政府は、自立と共生をテーマに地方再生に積極的に取り組む姿勢を示しました。しかしながら、一昨年末には 100 年に一度といわれた世界的な経済不況が発生し、社会全体に行き先の見えない不安感をあおり、地方自治体にも多大な影響を及ぼしました。さらに、昨年総選挙では民主党を中心とした新しい政権が誕生致しました。そして、コンクリートから人へ、新しい公共等の基本理念を基に、事業仕分けなど新たな国の施策が打ち出されましたが、未だに不確定な部分もありながら、平成 22 年度を迎えようとしています。 このように、私たちは、この 4 年間という短い時間の中ではありましたが、かつてなかったような大きな変化を経験してまいりました。

	栗田町長	私は、このような変化の激しい4年間の中ではございましたが、議会そして住民の皆様に支えられ、新しいまちづくりのために全力を尽くすことができましたことを心より感謝いたしておりますとともに、町政を司る者として、改めて責任の重さを痛感いたしております。行財政改革を推進し、光ファイバーによる地域情報通信基盤の整備、学校施設の耐震化、デマンド乗合タクシーの運行など県下においても先進的な取り組みを行ってまいりましたが、まだまだ途についたばかりであります。平成20年3月に策定いたしました、まんのう町の新たな町づくりの指針であります、まんのう町総合計画は、10年後を見据えた、長期的なまちづくりの方向性を定めております。そして、住民の皆様への信託を賜れるなら、私は、この中にも謳われております、10年後の将来像であります、元気まんまん まんのう町一改革と協働、輝きのまちの実現のためこれからも邁進してまいりたいと考えております。 平成22年度は私にとっては新たな第一歩を踏み出す年であります。常にまんのう町に住んでいてよかったと思っていただけるようなまちづくりを心がけ、しっかりと各施策に取り組んでまいりますので皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。 まず、財政の状況について、ご説明いたします。国の平成22年度予算については、平成22年度予算編成の基本方針において、①コンクリートから人へ②新しい公共③未来への責任④地域主権⑤経済成長と財政規律の両立という5つの基本理念のもと、人間のための経済、言い換えれば国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していくこととしております。 さらに、予算編成を国民に開かれたものとして、予算編成過程を国民自らの問題として意識していくことを目的に、事業仕分けを実施・評価し、その結果を踏まえて予算に反映し、歳出の見直しを行なうとともに、基金の返還や特別会計についても聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これらを予算編成に活用することとし、予算配分に当たっては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置くこととしております。 地方財政対策につきましては、企業収益の急激な悪化や個人所得の大幅な減少により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方で、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移し、財源不足が見込まれています。しかしながら、地域のことは地域で決める、地域主権の確立に向け、地方財政の財源を確保することで地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととしています。そうした上で地方交付税については地方公共団体が地方のニーズに適切に応えられるように、地方の自主財源の充実・強化を図ることとし、当面の地方単独事業等の実施に必要な財源として、既定の加算とは別枠で新たに、地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円を計上しています。また、臨時財政対策債については、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から発行可能額の算出方法の見直しを行ない、結果対前年度2兆5,583億円増、前年度比49.7%増とし、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は対前年度3兆6,316億円の増、前年度比17.3%増となっております。
--	------	---

	栗田町長	います。 香川県においては、三位一体改革の名の下に大幅に削減された地方交付税が復元されず、また公債費が依然高い水準で推移するとともに、社会保障関係費が引き続き増加する等、恒常的な財源不足に陥っているという深刻な状況にあります。加えて、急激な景気悪化に伴い県税収入も大幅に落ち込み、財源対策用基金の残高も減少いたしております。今後も県税を含め収入については、現段階では回復が見込めず、引き続き極めて厳しい財政運営が見込まれており、新たな財政再建方策に即して、事業の廃止・休止も含めた歳入・歳出両面に亘る徹底した見直しが予測され、今後とも町財政への影響が懸念されます。 このような状況を踏まえた上で、自主財源に乏しい本町は、歳入総額に占める町税の割合が20%程度、残りの約80%を地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源が占めているという状況にあります。また、金融危機に始まっての景気の悪化も依然続くと予想されることから、今後も税収入は期待できません。こういった中、昨年政権が交代し、国の政策や予算編成、地方財政計画等の動向、それに伴う県の状況がこれからどのようなようになるかは依然不透明な中で、厳しい財政運営が続くことが予想されます。今後は事業の廃止や休止も含めた徹底した見直しを行ない、より一層の歳入確保と歳出削減に努める必要があります。 平成22年度の予算編成は、歳入確保と歳出削減を基本に、この厳しい財政状況を十分に認識した上で、国、県の制度改革や財政状況、地方財政計画等を見極めつつ、一部、枠配分方式の導入や施設の包括的な維持管理など行財政改革を継続していく中で、3年目をむかえる、まんのう町総合計画に掲げる施策・事業の推進を引き続き図るとともに、少子・高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や多様化する政策課題に着実に対応し、町民満足度の向上を図ることはもとより、さらなる新町の一体感の醸成や町民福祉の向上、均衡あるまちの発展に向けて、取り組んでまいります。 次に、主な施策について申し上げます。 まず、就任以来継続して力点を置いております、行財政改革を引き続き推進してまいります。 はじめに財政状況についてご説明いたします。 平成20年度普通会計決算状況ですが、実質収支6億375万1千円、実質単年度収支1億3,812万8千円のそれぞれ黒字、実質公債費比率は12.7%で前年対比1.5p tの改善が図られております。また、財政調整基金積立を1億9,030万5千円積立、総額は、18億5,298万9千円となりました。平成17年度末の旧3町の合計額が11億1,142万1千円でしたので、7億4,156万8千円増額致しました。 一方、借入金であります町債ですが、平成20年度末の一般会計の残高は、101億6,595万4千円でございます。額とし
--	------	--

	栗田町長	ては、決して少なくはございませんが、この内、臨時財政対策債など交付税で全額措置されるものが、３６億４０００万円程度、また、合併特例債、過疎・辺地債など交付税の高率措置があるものが２４億３，０００万円程度あり、常に有利な借りに努めております。実質公債費比率が１２．７％を示すのもこれらの要因が大きいものと考えております。これらは、一部の財政数値でございますが、総体的に見ましても、改善が図られていると考えております。満濃中学校改築事業という大型事業を控えており、２２年度におきましても、引き続き健全化を進めてまいります。 また、予算編成に、新たな試みとして、一部の事務事業に従来の積み上げ方式に変わり枠配分方式を取りいれました。各課に与えられた予算編成権に基づき、自らの判断で予算執行を行っていく職員の自主性・自立性の確保と自治体経営意識の向上を図ってまいります。また、事務事業評価と各事業とをリンクさせた予算編成の推進を図ってまいります また、本庁舎・支所をはじめ校舎などの教育施設などを含め施設の維持管理及び保守点検の一元化を行います。これにより、経費の削減、事務の簡素化を行うとともに、今後の、適正な施設の管理形態の構築にも繋げてまいりたいと考えております。 次に、行政改革では、２２年度につきましても組織の改編を行います。町道と農道、河川と水路などの施設のハード事業や管理は、類似や関連した事務事業があり、事務の合理化や業務の共有化などを図るため、今回建設課と土地改良課を統合することといたしました。新しい課の名称は住民の皆様に分かりやすいように建設土地改良課にしたいと考えております。また、満濃町土地改良区の事務事業を分離し組織の運営の明確化ができればと考えております。これにつきましては、関係各位と相談させていただき、ご理解を頂きながら進めていく必要があると考えております。また現在、各旧町単位で土地改良区があり、各組織ごとに事業に取り組んでおりますが、非効率的な部分があり、またスケールメット等を考慮し、発展的展開として、合併を推進していく事務局的なものになればと考えております。職員数の減少は、今後も続いてまいります。全体のバランスを考慮しながら、今後とも組織の改編に努めてまいります。 人事評価制度の導入を進めてまいります。すでに、国家公務員は能力・実績主義賃金制度を平成２１年４月より導入しております。地方自治体においても順次制度の導入を実施しており、人材育成の見地からも、公正かつ客観的な人事評価システムの構築を図ってまいります。 次に、教育・文化についてであります。 満濃中学校改築につきましては、議員各位のご理解を賜り、ＰＦＩ手法を導入するという方向性を固めました。先月には、アドバイザー業務委託業者の選定のためのプレゼンテーションを行い、業者選定を行いました。２２年度におきましては、実施方針の公表、特定事業の選定、要求水準書の作成そして、入札公告等の公表を予定致しております。また、新たに、まんのう町立満濃
--	------	--

	栗田町長	中学校改築、町立図書館整備検討委員会の立ち上げを致しました。様々な立場の委員の皆様方に、満濃中学校改築基本計画、教育振興基本計画等に照応した、より良い教育環境と施設の実現のための調査と検討をしていただければと思っております。本年秋ごろを目途に結論を出していただき、要求水準書に反映させるよう考えております。経費の削減と民間企業が持っているアイデアを活かした素晴らしい学校作りに努めてまいります。 新たに、幼稚園における3歳児保育を行ってまいります。 早期からの幼児教育の充実を図るため幼稚園での3歳児保育を実施してまいります。22年度は、四条・満濃南・長炭の3幼稚園で実施する予定に致しております。高篠幼稚園につきましては、現在施設が狭く受け入れが難しいため、22年度で施設整備を予定致しております。仲南地区におきましては、今後、幼稚園・保育所の統廃合についての検討をし、幼保一元化施設として認定子供園的な園舎が出来ればと考えます。琴南地区につきましては、過去の経緯及び保護者へのアンケート等も踏まえ今のところ現状維持と考えております。 文化関係につきましては、佐文地区の綾子踊りは、ご承知のように国の重要無形民俗文化財に指定されておりましたが、昨年の5月に文化庁がユネスコに無形文化遺産リストへの記載提案を行ったという報道発表がございました。全国でわずか13件のみということで、あらためて、素晴らしい文化遺産であるという価値を実感しております。今年の9月に記載される予定であり、記載記念事業を行い、広く綾子踊りの素晴らしさを発信してまいります。 次に、生活環境の保全であります。 地球温暖化は、未来の子供たちのために、今の私たちが解決に向けて行動しなければならない大きな問題でございます。まんのう町といたしましても、厳しい財政状況の中ではございますが、環境にやさしい自然エネルギーの利用促進に取り組んでまいります。新たに、町独自の事業として、個人住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付し、新エネルギー導入の普及を図ってまいります。 国民健康保険・介護保険の経営の安定化と子育て支援でございます。 国民健康保険制度は、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきましたが、被保険者の高齢化、医療施設の充実などにより医療費増加が続いており、それに伴い加入者の負担も益々大きくなってまいります。医療費の抑制は大変難しい状況ではございますが、医療費安定化計画に基づき、各種保険事業や啓発・広報事業に重点を置き、取り組むとともに、特定検診、特定保健指導事業の推進に努め、被保険者の健康維持・増進に引き続き取り組むことで医療費の増加を抑制することに努めてまいります。 また、子育て支援対策として、本年度策定の次世代育成支援行動計画やまんのう健やかいきいきプランを推進し、21世紀を担
--	------	---

	栗田町長	う子育てを支援するための妊婦・母子への保健指導の充実、食育の充実などを図り、子供を安心して産み育てていただける町づくりをすすめてまいります。 安全・快適に住めるまちづくりでございます。 地域公共交通の充実につきましては、昨年１１月よりあいあいタクシーの愛称でデマンド乗合タクシーの試験運行を開始致しました。開始して４ヶ月余りが経過致しましたが、利用者数も順調に増加致し、地域の足として喜んでいただいております。さらなる運行改善のため、アンケート調査を実施し利用者及び非利用者の要望や利用上の問題点などを把握して、より良い運行体系形成の実現を図ってまいりますので住民の皆様により以上のご利用をお願い申し上げます。 活力創造でございます。 プレミアム付き商品券の発行助成は、商業の振興と住民生活を支える見近な店の確保などを目的とし、昨年、一昨年と地域活性化臨時交付金事業として実施し、大変多くの皆様にご利用いただきました。２２年度におきましても、町単独の助成事業として継続して実施してまいります。なお、発行事業は、まんのう町商工会が行っておりますので、内容につきましては、今後協議してまいりたいと考えております。 昨年、まんのう町という小惑星が誕生致しました。これは国際的にも認められたもので、まんのう町の名前は未来永劫に残されることとなりました。子供達の宇宙への興味が膨らむものと大変喜ばしく思っております。太陽の周囲をおよそ３年３カ月かけ一周するまんのう星を、夢をひろげる地域振興に繋げてまいりたいと考えております。 本年１月１２日に、多くの皆様のご協力により、観光の推進等を活動とする、まんのうコイネットツーリズム協会が設立されました。あふれる自然、人情や出会いなども観光と位置づけ、自然の優しさを味わってもらい、もう一度来てみたい、ずっと住みたいと思わせるようなまちづくりに寄与することを目的に掲げております。町といたしましても、今後観光の振興推進の中心的役割を担っていただくよう期待するとともに、活動の支援を行ってまいりたいと考えております。 次に、２２年度予算額についてご説明申し上げます。 <table border="0"> <tr> <td>一般会計予算額は</td><td>８８億３，７００万円</td><td>前年度対比</td></tr> <tr> <td></td><td>７，６００万円</td><td>０．９％増</td></tr> </table> また、特別会計の当初予算額は、 <table border="0"> <tr> <td>国民健康保険特別会計</td><td>２４億１，８６０万円</td><td>前年当初予算対比</td></tr> <tr> <td></td><td>１億 ８６０万円</td><td>４．３％減</td></tr> </table>	一般会計予算額は	８８億３，７００万円	前年度対比		７，６００万円	０．９％増	国民健康保険特別会計	２４億１，８６０万円	前年当初予算対比		１億 ８６０万円	４．３％減
一般会計予算額は	８８億３，７００万円	前年度対比												
	７，６００万円	０．９％増												
国民健康保険特別会計	２４億１，８６０万円	前年当初予算対比												
	１億 ８６０万円	４．３％減												

	栗田町長	老人保健特別会計	9 3 0 万円	
			2, 5 3 8 万 2 千円	7 3. 2 %減
		後期高齢者医療特別会計	2 億 5, 0 8 0 万円	
			9 2 0 万円	3. 5 %減
		介護保険特別会計	2 1 億 8, 0 0 0 万円	
			3, 1 4 0 万円	1. 4 %減
		診療所特別会計	8, 5 9 0 万円	
			1, 0 5 0 万円	1 0. 9 %減
		簡易水道特別会計	2 億 6, 0 9 0 万円	
			9 0 万円	0. 3 %減
		下水道特別会計	2 億 1, 6 7 0 万円	
			6 4 0 万円	2. 9 %減
		農業集落排水特別会計	2, 9 4 0 万円	
			9 0 万円	3. 0 %減
		浄化槽整備推進事業特別会計	6, 5 5 0 万円	
			1 6 0 万円	2. 4 %減
水道事業会計は、収益的支出 2 億 4, 3 1 9 万 3 千円及び資本的支出 1 億 5, 6 0 2 万 7 千円は総額 3 億 9, 9 2 2 万円でございます。				
一般会計の歳入につきましては、主財源の町税は前年度とほぼ同水準を予想しておりますが、依然厳しい状況が続いております。地方交付税は既定の加算とは別枠の地域活性化・雇用等臨時特例費が創設され増額となっております。国庫支出金が大幅に増額しておりますが、要因は、新たに創設されます子ども手当交付金や道路橋梁整備事業の基盤創造交付金などが主なものでございます。また、第 2 の地方交付税とも言われております臨時財政対策債につきましても、財源調整機能を強化する観点から、大幅な増となっております。これを除く町債はできるかぎり抑制しております。不足する財源として、基金の繰り入れ及び繰越金を計上しております。				
特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など医療関係は、実績により積算し、いずれも減額してお				

	栗田町長	ります。 それでは、主な事業の概要を申し上げます。 まず、自然と人々が輝くまちづくりであります。 地球温暖化の問題は、現状の危機感が叫ばれ、また、地球の未来が危ぶまれながらも、国と国との利害関係などが絡み、国際的な合意が難しい状況にあります。しかしながら、たとえ僅かであろうとも、私たちは、未来の子供達のためにも、地球温暖化防止対策に取り組まなければなりません。先ほど、申し上げましたように、新たな個人住宅への太陽光発電システムへの助成をはじめ、資源循環型社会の形成を進めるため、ごみのリデュース、リユース、リサイクルの３Ｓを柱とした取り組みを啓発推進いたします。また、平成２１年度に作成しております、まんのう町地域温暖化対策実行計画により、地方自治体自らが取り組むべきＣＯ２排出抑制対策を進めてまいります。 次に教育関係でございます。 目指してまいります学校づくりは、新学習指導要領の生きる力、育成理念のもと仲間とともに競い合い、助け合って、良く学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことであると考え、その目標実現のために、子供一人一人に深い愛情を注ぎ、生き生きと活気ある学校でございます。 まず、教育の充実では、学校教育実践指針を示し、次代を担う人材の育成を図ります。小・中学校において情報機器の整備、充実を図ってまいりましたが、教職員の専門知識・指導力の向上など、より有効に活用できるよう努めてまいります。中学生の職場体験・ボランティア活動につきましては、地域の皆様のご協力により貴重な体験を得ることができております。活動日数の増加などを検討し、より道徳的実践力の育成を行います。また、昨年は新型インフルエンザの影響により中止となりました中学生海外派遣事業は、対象を２・３年生として行うよう予定しております。特別支援の必要な児童への特別支援教育学習指導員を配置して手厚い指導を行ってまいります。 また、施設の整備では、琴南中学校耐震工事を実施する予定に致しております。また、幼稚園での３歳児保育に伴い、安全に配慮した机・椅子・遊具などの設置を行い、ご父兄の皆様が安心して頂けられるよう努めてまいります。 繰越事業でございますが、琴南小学校給食調理場・ランチルーム建設も予定しております。なお、給食調理場につきましては、中学校への配食の機能を併せ持つ施設といたしたいと思っております。 交流・文化につきましては、２１年度で長尾会館の改修をおこないました。人権の拠点づくりとしての機能を高め、学校・自治会・企業など各種団体との連絡を強化し、地区内外のコミュニティー活動の拡充を行い人権尊重社会の実現を図ってまいります。
--	------	---

	栗田町長	女性の行政関係組織への参画は、まだ高くはありません。各種審議会・委員会など政策決定の場への女性の登用に努めてまいります。また、男女共同参画研修などへの参加を促すなど、女性リーダーの育成を支援してまいります。 また、まんのうコインネットツーリズムを通じての観光振興地域間交流の推進を行うための活動依頼や支援を行ってまいります。 文化関係につきましては、先ほど綾子踊りのユネスコ登録について申し上げましたが、町内には他にも多くの歴史・文化に優れているものがございます。住民の皆様に歴史・文化に触れていただけるような機会の提供に努めてまいります。地域の文化活動につきましては、社会教育委員会及び公民館運営審議会等で検討し、地域住民の多様なニーズに応えることができるよう見直しを図ると共に新たな事業等への方向性を示すよう努めてまいります。 次に、安心と安全・快適なまちづくりでございます。 まず、健康・福祉につきましては、健康増進事業は、継続して実施を行うことが重要であります。22年度におきましても、各関係団体との連携強化を図り、メタボリックシンドローム予防のための特定検診、がん検診受診率の向上に努めてまいります。 健康生きがい中核事業は、琴南農村改善センター、仲南支所など3施設で施設改修や備品の設置を予定しております。また、事業運営にボランティア的に参加していただけるフィットネスサポーターの育成も図ってまいります。団塊の世代を迎えて高齢化率がますます高まることが予想されております。高齢者の方々への、介護予防事業をするとともに、特に要支援者を対象に悪化を防ぐ予防給付を実施し、健康で生きがいを持って安心して生活が営まれる高齢者福祉の充実を図ってまいります。 町内の出生者数は、母子手帳数等をみますと、微増ですが増加を予想しております。少子化が続いている現状において、大変喜ばしいことでございます。 子育て支援は、妊婦時から、出産そして育児などに対する様々事業が必要であります。今後とも総合的に事業展開をし、子供を安心して産み育てる町づくりを進めてまいります。 昨年大流行致しました新型インフルエンザは、沈静化はいたしましたが、大変な脅威でございました。再び起こる可能性は十分あり、今後は、昨年の貴重な経験を生かした対応策の充実を検討する必要を感じております。 生活基盤づくりであります。 デマンド乗合タクシーの実証運行を開始致しましたが、補完的役割として、町外にでかける際にも利用できる、福祉タクシー助成事業は継続してまいります。 町道五毛線整備事業は、関係者のご理解により未着工部分の整備事業を実施いたしておりますが、22年度中には、全線完成を予定しております。ほたる見公園から満濃池そして国営讃岐まんのう公園まで道路で結ばれ、満濃池周辺整備や活性化に大いに寄
--	------	--

	栗田町長	与するものと考えております。 公共下水道整備事業は、事業開始以来20年以上が経過致しましたが、22年度をもって計画区域内の工事は完了いたします。町が進めておりました生活排水処理形態は、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の3つの型がありますが、今後は、合併処理浄化槽の設置の推進が中心となってまいります。 高屋原浄水場の水道水の臭気につきましては、住民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。本年3月には高度浄水施設整備事業を完了いたします。今後は、水質の悪化にも対応できるものと考えております。また、水利用の増加、湧水が今後も予想されますので、新たな水源確保の調査研究を引き続きおこなってまいります。 生活安全対策につきましては、防災体制の強化を図ってまいります。地域単位また自主防災組織での状況に合った防災訓練を行い、日頃の防災に対する物心両面での備えの重要さの啓蒙をおこなってまいります。また、防災マニュアルを作成し全戸配布する予定に致しております。 情報・通信基盤の利活用を進めてまいります。 高速通信網利用可能世帯は、ほぼ全世帯となっております。情報基盤設備の利用につきましては、福祉をはじめ防災・自治会活動など様々な分野で可能です。しかしながら、新たな利用には、イニシャルコスト・ランニングコストが多額になる場合も少なくありません。低コストで住民サービスに繋がる利用を検討してまいります。また、町ホームページの内容充実を行いホームページアクセス数の増加に努めてまいります。 活力創造と改革のまちづくりであります。 産業振興につきましては、企業誘致は、21年度は、進出に至りませんでした。企業からの問い合わせは多くございます。昨今の不況で、企業進出は大変困難な状況であります。積極的に企業訪問を行い、誘致活動を行うと共に、地元企業をつなぎとめるよう努めてまいります。 現在進めております県営中山間地区総合整備事業は、平成23年度で完了予定であります。農業生産基盤、農村環境基盤整備はまだ必要であります。第2次整備事業が平成24年度よりの実施が予定されており、すでに、提出されております実施要望個所の調査、検討を行い、実施計画の策定を進めてまいります。 農政の転換の1つに個別所得保障制度の導入がございます。事務につきましては市町を中心に行うようになると思われますが、実態はいまだ未知数の部分があり、今後の動向をみながら対応してまいりたいと考えております。 財政の健全化につきましては、先に申し上げましたように、財政状況を示す指数は、概ね改善傾向をしめしております。職員数
--	------	---

日程第 5	栗田町長	につきましても、総合計画に謳われております目標数値は、達成可能な状況でございます。しかしながら、教育関係など部門によりましては、人員の確保がどうしても必要な部署がございますことを、ご理解いただけたらと願っております。 また、決算状況について、発生主義など企業会計手法の導入を行う公会計制度の取り組みが求められております。これは、一部事務組合や特別会計を含めた連結ベースでの貸借対照表、行政コスト計算書などを作成し、財政状況をより分かりやすく表そうとするものです。24年度までに整備が求められており、本格的実施に向けての準備を進めてまいります。 本年1月に、初めて開催致しましたまんのう町女性会議での、女性の切り口から見た様々なご意見・ご要望、また、毎年開催しております町政懇談会や町のホームページを通じてのご意見ご要望は、大変貴重のものであります。住民の皆様へ行政への関心を高めていただける機会をできるだけ設けて、住民の皆様とともに行うまちづくりを進めてまいります 以上、平成22年度の施政の一端を申しあげました。今後とも、10年後の将来像であります、元気まんまん まんのう町 改革と協働 輝きのまちづくりに努めてまいりますので 議員各位・町民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	施政方針を終わります。 ここで休憩をいたします。 (休憩 10時38分) (大岡議員退席 10時38分) (再開 10時55分)
		休憩を戻して会議を再開いたします。 日程第5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 高木堅君。
	高木総務 常任委員長	総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る2月22日午後1時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 町長挨拶の後、総務課長より、町内各保育所、幼稚園、小学校での避難訓練の実施、消防団年末警戒、消防団出初式の開催、また、火災に関しては11月から1月までで4件の火災が発生している。また、交通事故の発生状況については11月から1月までで60件の人身事故が発生しており、発生件数の分析等の報告がありました。また、火災警報器の配布状況については、1月31

高木総務 常任委員長	日現在で5, 263戸、全世帯の約75%との報告がありました。 委員より、交通事故の発生件数の分析について質疑があり、執行部より、町道の発生箇所、どういう状況で発生したかの分析はしていない。今後、警察の方からの資料提供をいただいて、わかる範囲で対応して行きたいとのことでした。 次に企画政策課長より、地域公共交通対策事業進捗状況、福祉タクシー券助成事業の利用状況、情報基盤整備事業の実績、男女共同参画社会推進事業、長尾会館改築工事進捗状況、国際交流協会関係事業等の報告がありました。 あいあいタクシーの登録、利用者数については、1月31日現在で登録者数が1,056名、利用者数が178名で登録者数に対する利用者数の利用率は16.9%との報告がありました。 また、中讃テレビの加入率は再送信を含み2,563戸、41.3%であり、昨年度、平成21年3月末と比べると戸数で31戸の減。対象戸数は6,200戸との報告がありました。また、インターネット加入率は35.3%、光電話は26.5%で、利用が徐々に増えているとの報告がありました。 委員より、あいあいタクシーの利用者数の目標について質疑があり、執行部より、当面、年間1万人の乗車目標を達成するためには、登録者の2割の方に乗ってもらいたいとのことでした。また、利用増を図るために、現在、町広報誌への掲載等でPRを行っているが、経済的な支援を導入するのは、もう少し先にしたいとのことでした。 また、委員より、あいあいタクシーの運転手のマナーについて質疑があり、執行部より、個人情報もあるので、タクシー内の接遇向上及び適正について周知をするとのことでした。 また、委員より、中讃テレビの多チャンネル加入状況について質疑があり、執行部より、IRU契約は年間2,520万円、10年契約であり基本的には金額の変更はない。また、加入者が増えた時には中讃テレビに契約の変更を申し出るとのことでした。 次に、税務課長より、納税相談について報告がありました。 次に琴南支所長より、連合自治会臨時会、土器どきフェスタの開催等の報告がありました。 次に仲南支所長より、地区自治会長会、町長相談等の報告がありました。 委員より、仲南支所への1日の来客数について質疑があり、執行部より、日によって少人数の時もあるし、多数、来客されることもあるとのことでした。 以上、所管事務調査を行い午後2時45分委員会を閉会しました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 末武議長 これをもって総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。
-----------------------	--

日程第 6	末武議長	ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君。
		すいません。あるかないかだけで結構ですので。12月議会です、かりん温泉問題の部分で趣旨採択をされて、一応、総務委員会に付託になったと思うんですが、その後何か動きがあれば、ちょっと報告願いたいと思います。以上です。
	末武議長	高木堅君。
	高木委員長	議会に対しては今のところございません。
	末武議長	他にございませんか。
		(なし)
		質疑なしと認めます。
		これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。
		教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。
		教育民生常任委員長 黒木保君。
	黒木教育	教育民生常任委員会の委員長報告を行います。
	民生常任	去る2月15日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所
	委員長	管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。
		議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。
		町長挨拶のあと、琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、内科が混むので診療を予約制にしてはどうかとの質疑があり、執行部より、関係者と相談するとのことでした。また、歯科の職員の業務体制について意見がありました。
		社会教育課長より、主要行事報告等がありました。
		委員より、旧神野小学校について質疑があり、執行部より、自治会から解体してほしい要望があったが、現在、使用している人の対応については、今後、公民館運営委員会の中で協議してもらおうとのことでした。
		また、委員より、総合型地域スポーツクラブについて質疑があり、執行部より、実際運営のスタッフがしっかりしていると続くと思うが、デメリットの検証が必要になるとのことでした。また、委員より、中寺廃寺の今後の予定について質疑があり、執行部

	黒木教育 民生常任 委員長	より、新年度から実施計画策定、その後、実施計画に基づいて事業にはいるとのことでした。 また、委員より、仲南地区の綾子踊についての質疑があり、執行部より、今年9月末にユネスコ無形文化遺産に登録される予定であり、町としても、9月の公開に向けて地元と協議をしているとのことでした。 また、委員より、高齢者学級、敬老会、老人クラブでの高齢者行事のあり方について質疑があり、執行部より、老人会と敬老会については加入年齢が違っており、福祉の立場と教育の立場で異なる。敬老会にしても老人会の代表者の方の意見を聞いて実施しているとのことでした。また、委員より、各組織のあり方についてもう少し踏込んでほしいとの意見がありました。 次に学校教育課長より、主要行事報告、地域活性化事業、満濃中学校改築対策の説明がありました。 地域活性化事業については、琴南小ランチルーム、琴南学校給食調理場の新築事業は、実施設計については年度内に完了するが工事費等は繰越予定であり、工事については今年6月から7月頃の着工予定とのことでした。 また、満中整備検討委員会については、学識経験者、満中PTAなど、25名の委員を予定しているとのことでした。 委員より、満中整備検討委員会の設立準備をしているが、まんのう町の中学校教育の長期基本計画についての質疑があり、執行部より、まんのう町教育振興基本計画については町教育委員会では協議が終り、3月上旬のパブリックコメントのあと成案として提出できるとのことでした。 また、委員より、小中学校の生徒数による統合について質疑があり、執行部より、ここ数年は複式学級にはならないとのことでした。また、委員より、3歳児の幼稚園教育について質疑があり、執行部より、まんのう町の場合は預かり保育で6時までみるので保育所と変わらない機能を幼稚園は持っているし、保育料も保育所と比べ安い。幼稚園となると目的が教育という色彩が強い。保育所となると預かって生活を見る形になる。教育委員会としては、保育所だけで過ごした子供と、幼稚園教育を3年した子供と2年した子供で、小学校にはいる段階でその違いについても把握したいとのことでした。 住民生活課長より、住民異動状況、人口・世帯数、外国人登録者数、住民基本台帳カード発行状況、ごみ収集の状況、火葬事業、し尿処理事業等の説明がありました。 委員より、火葬場が混んでいる時に中讃広域圏内での融通について協議をしてほしいとの意見があり、執行部より、火葬場が混んでいる時は、委託により相互に可能であるとのことでした。 次に福祉保険課長より、乳幼児医療、母子医療、重心医療等の福祉医療の給付状況及び国民健康保険等の医療給付状況、後期高齢者医療公費負担の状況等、また、平成22年度からの5ヵ年計画の次世代育成行動支援計画を策定中であるとの説明がありました。
--	------------------------------	---

黒木教育 民生常任 委員長		委員より、乳幼児医療の支払方法について質疑があり、執行部より、支払方法を償還から現物に変更すると経費が増える。サービスの提供を増やすと、どこかでは削減していかないと、町の財政上のバランスもあり考慮しなければならないとのことでした。 また、委員より、町内のアパート等に住んでいる若い世代の定住化についての意見がありました。 健康増進課長より、行事報告、新型インフルエンザ対策、介護保険事業、健康生きがい中核事業の状況、推進計画等の説明があり、推進計画では、平成23年度までに町内11ヶ所に機器を設置予定、琴南農改センター及び仲南支所には指導員を常駐しないが、危険防止と公平性の観点から、利用者は満濃農改センターで実施する運動を習得した方、かつかんたんフィットネス会員として登録した方としたい。また、サポーターの養成については、一般公募により募集し、養成日を設定し講習会を実施したい。 また、イーウエルネスの簡単フィットネス教室を満濃農改センターで12月1日より開始、1月末現在で74名の方が登録、1日平均27名が参加している。また、申込用紙を約80名の方が持って帰っているとのことでした。 委員より、健康生きがい中核事業の運営、サポーター養成について質疑があり、執行部より、サポーター養成要領を作るにあたって現在行っている、かんたんフィットネスを5月までするので、次の段階の7月ぐらいから養成にはいりたい。サポーターについては機械の使い方、運動方法を教えてもらいたい。パソコンを使うのは町の方なので、サポーターの人には、けがをしないように安全性を見ていただくとのことで、現在のところは考えているとのことでした。 以上、所管事務調査を行い、午後2時5分委員会を閉会しました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
末武議長		これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。 谷森議員。
谷森議員		幼稚園教育と保育所の保育、この件については何年か前に幼児教育について保育所と幼稚園の違いとかで色々議論があったかと思います。マスコミとかでも、そういう議論が論じられておりましたら今日の委員長の報告の中で、幼稚園教育と保育所の保育との違いについて教育長からは明解なお答えはなかったわけですか、お尋ねいたします。
末武議長 黒木教育 民生常任 委員長		黒木保君。 教育長の方から、委員長報告に出したような形で教育長としても幼稚園教育と保育教育についても、2年保育、3年保育についての違いを今後、十分に研究して幼保一貫性の方向で、町の幼稚園、保育所教育を今後考えて行きたいというような答えもございました。そういうことで今後幼保についての教育計画を教育委員会としても考えて行くという答えでございました。

	末武議長 加地議員	加地禎君。 黒木委員長から、詳細にわたって幅広い報告が詳しくあったんですが、今の報告の中で私これ、四苦八苦して心配しておるんですが、中学校が目の前に改築を控えておりますが、その中学校の件について、もう少し掘り込んで委員の皆さんが、これもう、火がついとんや尻にな。それをもう少しやったかやらんのか。ただ、中学校問題でそういう意見があったということの報告であったんじゃが、まあ、ここであえて委員長、報告が詳しくあったのかないのかのご報告と。また、議会の会期中に2日ほど教育民生の常任委員会を予定しておるんじゃが、その中でもう少しですね、中学校問題についてもう少し私は、審議していただきたい。そのように委員長に要望するんですが、ということは今朝、私あのちょっと東の田んぼへいとりました。いつもの仲南から子供を送って来ておるお母さんがおったんです。うちの子供が1年生をもう卒業するんです。平成25年に開校では24年に完成したんでは目の前で校舎ができておるんじゃが、うちの子供が1学期でも入るようにはできんのなど。そのように今朝強くいわれました。ああなるほどなど。平成25年の4月には開校まちがない。町長は何べんも申し上げて教育長も言われておるんですが、例え1学期でも、例え1ヶ月でもかまん。平成24年度の卒業前に校舎に入れてやるような方法を講じていただきたい。委員長、それを特にお願いいたします。お願いします。
	末武議長 黒木教育 民生常任 委員長	黒木保君。 加地議員につきましては、満濃中学校のお膝元でいろいろ満濃中学校の改築については非常に、ご心配もされておるということは我々も同じ考えでございます。教育民生常任委員会の休憩中の委員会につきましては、特別委員会の方で満濃中学校特別委員会の方でいろいろ委員会を討論していただいておりますので、教育民生常任委員会の方では満中整備検討委員会というものを25名の委員で予定しておるという報告がありまして、今後、特別委員会なり、検討委員会等で協議していただく中で教育民生常任委員会としても、この学校問題につきましては重要な問題でございますので今後話し合いはしていくことになります。
	末武議長	他にございませんか。
	大西豊議員	大西豊君。 あの、1点だけお伺いしたいと思います。今回の議会で一般質問もする予定にしておりますが、分別収集についての報告があったと言われましたが、もし、具体的な内容がわかれば報告をいただきたいと思います。
	末武議長 黒木常任 委員長	黒木保君。 分別収集につきましては、当然、話し合いがありまして収入についていろいろの話し合いもしましたけれども、やはり分別収集の住民から色々協力をいただいて分別収集しておりますけれども、やはりあのごみとして出すのではなく、そういう方面につきまし

日程第 7	黒木委員長 末武議長 大西建設 経済常任 委員長	ては分別収集に方で特に気をつけていただいて、収集をしていただくということで話し合いはしております。 他にありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 大西豊君。 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 2 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、付託案件継続審査、所管事務調査、その他であります。 町長挨拶の後、 建設課長より、工事進捗状況等について報告があり、林道開設工事では、琴南地区、笠形線は進捗率 8 0 %、仲南地区、塩入三野線は、進捗率 7 3 %、また、補正予算分については 2 月に発注で繰越予定。 改良工事では琴南地区、塩江琴南線および中通勝浦線の法面保護工事は 1 2 月に発注。土木関係の道路改良工事では、琴南地区 造田六地藏線は 2 月に発注で繰越予定、仲南地区、帆山本目線は 1 2 月に発注、満濃四条地区、福家上所線、福家 3 号線はそれぞれ進捗率 9 0 %とのことでした。 また、都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事 3 地区については、2 0 年度の繰越事業であるが、精査後減額して、1 工区、3 工区は工事完了、2 工区は進捗率 7 0 %とのことでした。 また、ほたる見公園からの町道五毛線工事については、1 工区、2 工区は完了、3 工区及び健康広場整地工事については未発注繰越予定とのことでした。また、公共下水道工事については、1 工区は進捗率 9 0 %、2 工区は 7 0 %とのことでした。 委員より、まんのう町の建設業者数について質疑があり、執行部より、A ランクが 8 社、B ランクが 1 1 社、C ランクが 2 2 社とのことでした。 また、委員より、町内の建設業者の廃業等で、災害等が発生した時には復旧等が困難になる。今後の考え方についての質疑があり、執行部より、災害等が起きた時には建設業協会、上下水道組合と協定を結んでいる。また、町内の業者全体に仕事がいきわた
--------------	--	--

大西建設 経済常任 委員長	るように考えているが、最近、仕事が少なく今年は臨時交付金の事業で、大型の事業が多く町としても分割発注等をして、業者育成の観点からも全体に仕事出来るように考えて行きたいとのことでした。 また、委員より、公共下水道の進捗状況について質疑があり、執行部より、来年には計画の全面見直しを行い、平成23年度には終了するとのことでした。 また、委員より、林道開設事業の進捗状況について質疑があり、執行部より、仲南地区 林道塩入三野線については、平成22年度で完了予定。琴南地区 林道笠形線については補助金返還を伴わない区域までを平成25年頃までに、鋭意施工し完了したいとのことでした。 産業経済課長より、農業委員会定例会の開催状況の報告、農業振興関係として、まんのう町地域担い手育成総合支援協議会の開催、また、有害鳥獣被害対策事業として、箱わな27基を国の交付金で購入し、猟友会に設置をお願いしている。また、農業用軽油免税証交付申請の受付を行い175名の方からの申請がありました。林業関係として、緑のダム整備事業として、仲南地区町有林で間伐を2,75ha、仲南地区町有林管理事業で植栽、除間伐、伐採等で27,94ha実施するとのことでした。商工観光関係では、プレミアム商品券発行については、11月の予約時点では5,689万円の予約があり、12月6日の直接販売では881万円、合計6,570万円との報告がありました。 また、1月12日に、まんのうコイネットツーリズム協会、観光協会の設立総会の開催の報告がありました。 委員より、耕作放棄地について質疑があり、執行部より、耕作放棄地の状況について集計途中である。前回の調査では、復元可能農地が43ha、また、復元不可能な農地が264haとの報告がありました。 また、22年度においても継続して耕作放棄地再生利用交付金事業があり、事業内容としては、再生作業ということで障害物の除去、整理等で荒廃状況により、金額が変わってくるとのことでした。 また、委員より、プレミアム商品券の売れ残りについて質疑があり、執行部より、1,430万円が売れ残った。要因については、多くの方に購入いただけるように金額の上限を決めたのが原因かと思われるが、平成22年度も、21年度の状況を踏まえてプレミアム商品券の発行を予定しているとのことでした。 土地改良課長より、町内の主要なため池の貯水状況報告と、平成21年度の工事について説明があり、町事業主体の単県土地改良事業では5件工事が完了、3件が工事中である。また、県営中山間総合整備事業では9件発注、1件は完了との報告がありました。また、県営中山間総合整備事業の2期の進捗状況については、平成22年度中に、県が調査設計を行う予定である。現在77件の要望があり、33億5千万円ほどの概算の金額が出ているが、事業の関係上15億円程度まで絞り込む必要がありますが、現
------------------------------	---

	大西建設 経済常任 委員長 末武議長 藤田議員	在は調整中であります。今後のスケジュールは、平成２２年度で国への申請の準備を行い、平成２３年度で事業認可手続きの後、平成２４年度に採択申請の許可をいただき事業実施予定であります。 また、国営事業の土器川沿岸農業水利事業については、全体事業費約１５０億円で、農地面積約４，０００ｈａの幹線水路改修を実施するものであり、買田幹線水路の改修が２．４ｋｍのうち２．２ｋｍ、打越池導水路では一部改修が今年完了となります。これは、全体事業の６１．７ｋｍのうち、１３％の進捗率、また、まんのう町の負担については、全体事業費約１５０億のうち、属地部分の８．４％の２億２千万円程度との報告がありました。 次に、地籍調査課長より、本年度の進捗状況等について説明がありました。 委員より、山間部の測量について質疑があり、執行部より、今は光波による測量を行い、数値法で管理を行っているのも、杭がなくなっても復元可能とのことでした。 次に、水道課長より、町内の水源の状況報告、平成２１年度の水道事業の主な工事については、上水道では、石綿管更新事業、簡水では造田浄水場への導水管布設工事については完了、また高屋原浄水場改良工事については、順調に進んでいるとの説明がありました。 また、照井地区からの取水状況等説明があり、１１月から１月までの３ヶ月間で、平均１日あたり、３３２トン取水しているとの報告がありました。 水道水の臭気については、原水の中の臭気は確認できるが、浄水中では基準値以下であります。町内、各公民館に現在も浄水器を設置しており、利用者があるとの報告がありました。また、浄水場以外の町内６箇所の水質検査についても報告がありました。 また、継続審議となっている９月定例会提出の発議第１号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、３月議会の開会中の委員会で結論を出すこととしました。 以上、付託案件審査、所管事務調査を行い、午後０時５分に委員会を閉会しました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。 藤田昌大君。 ちょっと委員長にお尋ねしたいと思います。町道五毛線の関連で、かりん会館までは２２年度にするだろうと思いますが、その
--	--	--

藤田議員	以降ですね、まんのう公園行くまでの2ヶ所ぐらい2車線が取れない状況があるんですよね、その辺は完成の中に入ってるんですか、入ってないんですか。それをお聞きしたいんと。
末武議長 大西建設 経済常任 委員長	もう1点ですね、水道管の老朽化についての修理要求がたまたま今選挙に歩いてますんで出てくるんですが、今、岸上地区が出まして、ちょっと支線に入るところですね、非常に老朽管があって破裂が多いんですよね。その分の修理見込み等が報告されたんであればちょっと報告されたいと思います。後、執行部の答弁になりますから、構いませんから、老朽管のですね、修理状況のパーセンテージとかがあればお願いしたいと思います。 大西豊君。 最初の町道五毛線については、先ほど町長の答弁にもありましたように、おそらくそういうようになると思います。具体的な報告はありませんでしたけど、町長の施政方針の中に含まれておると思います。 それと老朽化については、破損した部分については委員の中からも質問がありましたが、細かな説明はありませんでしたので、報告を終わります。
末武議長 藤田議員	藤田昌大君。 やはり、かりん会館周辺の満濃池の清掃やあんなん行ってます。そういった中で、将来的に観光バスをかりん会館の上へ持ってこようと、そういう意図ですよ。そういった中で、十分な大型バスで進入できるかできんかいうのを、ちょっと問題のなんがあるんともう1つ、向こう行く時に大型バスの車が対向してくれば、2ヶ所ぐらい通れんところがあるなと思いますんで、そのきちとした修繕ができるだろうと思ひまして、確認の質問をさしてもらいました。老朽化については、やはり30年、40年経ってますので非常に破裂が多いんで、建経としてきちっとしていきながら、早急な交換ができるように水道課長の方にですね、ぜひ委員会をお願いしたいと思ってますので、そういった意図ですのでよろしくお願いします。以上です。
末武議長 黒木議員	黒木保君。 町長の施政方針で11ページに農業生産基盤、農村環境基盤整備ということで、24年度より必要が実施が予定されておるといふことで、これはまだまだまんのう町としては基盤整備をしていかないかんという状況であります。そういう中で、建設経済常任委員会の方で今委員長が報告がありました150億円の用水の整備をしていくと言う中で、まだこの基盤整備のできてないところへ今までどおりの用水を整備したところで、この総合整備事業はなかなかできないというような、町内を走りますとそういう場面があります。土地改良の方でどうしても用水が傷んだり、農道が傷んだりして、整備はするんですけれども、それをやはり建設経済常任委員会の方でその辺を十分に話し合いしていただいて、せっかくできた曲がった農道なり用水が基盤整備の中でのものすごい支障を

日程第 8	黒木議員	きたす言うのが今までの現状でございますので、その辺の話合いは出ておるのかどうか、それを聞きたいと思いますのでよろしく お願いいたします。
	末武議長	大西豊君。
	大西建設 経済常任 委員長	黒木議員の質問にお答えします。この問題については、琴南地区とか仲南地区とか満濃地区とかによって大きな差があると思 います。そういう中で、委員会からそういう問題については声を大にして執行者をお願いをしております。効率的な農業基盤整備事 業ということで、それで今回、建設課と土地改良課が課が統合することもそういうの関連があると思います。指摘のとおり委員会 でも執行者のお願いをしておるところであります。
	末武議長	他に質疑ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 8 議案第 1 号 まんのう町課設置条例等の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 号、まんのう町課設置条例等の一部改正についてご説明申し上げます。 行財政改革推進の一環として、組織の改変を行います。第 1 条でまんのう町課設置条例の一部改正するとしてしております。対 照表中の第 1 条で建設課、土地改良課を改称し、建設土地改良課を設置いたします。第 2 条で課の分掌事務の改正を行っておりま す。建設課の（１）道路、河川その他土木に関する事。 （２）都市計画に関する事。 （３）一般土木に関する事。 （４）建 築に関する事。 （５）林道に関する事。 （６）下水道に関する事。 （７）集落排水に関する事。土地改良課の（１）土地 改良事業に関する事。 （２）土地改良区に関する事。 （３）農道及び水路に関する事を建設土地改良課の（１）から（１０） に充当いたします。第 2 条で、まんのう町都市計画審議会条例の一部を改正するとしております。対照表中の 7 条で建設課を改め 建設土地改良課といたしております。ご審議いただきご決定賜りますようお願いを申し上げます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君。

	栗田総務課長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 栗田総務課長	の情報の共有、これもですね、今現在のところ色々な形で情報の共有が一部分につきましては、図れておりますのでこれをさらに進めていく上でも今回は建設課と土地改良課を統合すると言うふうな考えでお願いをいたしております。 それから、提案時期につきましては3月をどうしてしたのかと。12月にしないのかというご質問でございましたが、この件につきましては今後、提案時期を12月に前倒しして行けるものなら行きたいとも思いますし、あるいはどうしても政策上3月にならないといけないと言うこともございますので、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。 本屋敷崇君。 まず、第1点目ですが、福祉保険課と健康増進課、また企画政策課、先ほど施政方針の中でも行財政改革を進めていくという中でですね、今回はできなかったということですが、それができなかった理由が当然あるかと思うんですが、それを教えていただきたいのが1点。 もう1つですね、建設土地改良課の事務ですね、それにおいてハード面とソフト面という部分がありましたけれども、ハード面とソフト面を分けるからこそ、事務事業等、計画等がおかしくなってくる所以やと思うんですね。それを考えれば今回、建設土地改良課とありますが、8、9、10をですね、産業経済課に入れて建設課は建設課としてですね、そのままとしておいとく方が答弁としては聞いた限りではよろしいのではないかと、いう部分です。 もう1点、検討事業ではなくて来年度からは12月議会に上げていただきたいと。もし、あればですけどですね。その検討事項と言うよりもそこはお約束していただきたい。その3点お願いします。 栗田昭彦君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。 福祉保険課と健康増進課の具体的な、どうして今回できなかったかという、具体的な理由があれば教えていただけませんかというようなご質問だったと思いますが、今、福祉保険課と健康増進課が行っておる業務の中で重複するものがあります。今回、健康増進課の業務の中で地域包括支援センターというのがございます。これは室という組織の中では室という、確か室、あ、センターですかね、センターという名称でございますけれども、これをこの組織を如何にするかというような検討もいたしました。これには、これに関係するのが、今までに協議をいただいておりますかりん温泉の施設をどのようにしていくかというような関連がございまして、その関連とそのかりん温泉の組織、利用形態ですね、かりん温泉施設の利用形態を今後どのようにしていくかということで、この福祉保険課と健康増進課の統合というのがまた見えてくるのではないかとというふうな考えでございます。 それから、土地改良事業についてのソフトとハードのお話でございましたけども、これにつきましては、先ほど申し上げました
--	--	---

	栗田総務課長 末武議長 三好議員	ように今回は建設課と土地改良課を合わせた方が良いという判断で、建設土地改良課ということにいたしております。 それから提案の時期でございますが、12月というお約束をしてもらえませんかというようなお話でしたが、これにつきましては、この場では前向きに検討をさせていただくというお答えに留まらせていただきたいと思います。以上でございます。 三好勝利君。 難しいような簡単なような質問ばかりが出て、また答弁も曖昧な答弁がありますけど、先ほど出たような福祉保険課と健康増進課いうん、福祉保険課はここで待機しておる、健康増進課は各出張所へ出張って行って、公民館とか行って高齢者の栄養指導とか色んな指導をやとんです。そういうことをやっぱり皆さん、やっぱり知らないかんですよ。健康増進課いうのは出て行って、体操をやったり色んな公民館で全部あんだ、日に毎日オフトークで放送しよるでしょうが。だからやっぱりこれいるん。何でもかんでも掌握して潰したらええというんでは違うん。先ほども町長の方針で何でもかんでも減しますと言うたら、美談に繋がると、大間違い。介護保険、税金、国保全部上がってきよんです、片方は。片方は下げよんです。このハンデキャップをどなんするかですよ。何でもかんでも減したらええんやったら、介護保険の保険料から全部下げたらええんですよ。下げることできんでしょうが。そこら辺はやっぱり十分考えてもらわないかんですよ。はっきり言うて。私みたいな変わったんは、やっぱり1人や2人はおらないかんの。 それと、建設土地改良これは結構ですよ。最近もう土地改良で事業しとらん。その町道がまたがっております。わずか30センチや40センチのその事業ができん。土地改良の予算と違うから。子どもが見たって分かるん、こんなんついでになんてしまいせんのやと。ほうきで掃いたら終わるぐらいのとこ。やっぱり予算が違うと。ほんで最終的に結局言うたら、業者も役所の役人がうるさいからと。ええ時にうるさけりやええけど、そういうつまらんとこでうるさいから、もしやったら後で仕事くれなんたら困るって言うんで、揉みます、頼みますでやったら、何とかしようと言うんでできたです。そういう経緯がいくらでもあるんですよ。やるんだったら、私何回も一般質問でも言うてあるん。やるときには、ものはついでということがあるんです。ついでにやる機会もあるし、油もぬくもつとる。その途中で、ほんとほんのスコップ2、3杯でしまいをするんです。それが分かんない。ですから、今度は土地改良と一緒にしておそらく立派な課長が座ると思いますけど、その辺もやっぱり十分協議してやってください。よそから言うて来たらどうや言うんでなくして、まず言うて来たら仕舞いして、言うて来ん先からどこぞからクレームがついたらいかんという心配で逃げ回らんでもええですよ。はっきり言うときますよ。 それと住民生活課のその環境面。環境面はやっぱり私、前から言うたように、新年度で環境保全課と言うのをあつたんです。8人から10人ぐらいの職員で。なかなか立派な考えだなと思ったら、それを潰してしもて住民課に引っ付けとんです。今、3人で
--	---------------------------------------	--

	三好議員	しょうが。こななん見とったら、この広いとこのあんた、環境保全課言うのはごみ取りとし尿だけと違うんですよ。この大けな町長の方針にもあったように、地球温暖化防止というんで謳っておるでしようが。今の国の親分になって、世界の20何年後には何ぼ削減しますと言うんやとるでしようが。これはなぜかと言うと皆さん分かってくださいよ。アメリカは軍隊を出してバリバリやれるけど日本は憲法上で軍隊の派遣ができませんのです。何で貢献するか言うたらこの環境面で厳しいけどやっていくと言うのが、現に表には出とらんけどあるんですよ。2、3日前にちょっと2時間ほどある方の勉強を受けたんですけど、そういう考えもあるから、三好さん田舎の方だからな、そういうことで無くしてやっぱり山の保全とか環境整備は十分やって、地球温暖化防止やらなんたら将来的な温暖化になったら、もう絶対に国は潰れますよと。余談になりますけど、人間が2度、3度体温が赤くなったらお医者はん行ったら慌てるでしようが。ほんだら、地球の温暖化はなんぼ2度、3度あっても関係ないか、言う方がおりますけど、そうじゃないんですよ。やっぱり地球も生きとるわけですから。そういう点では、うちらみたいな田舎においては、まず環境面にやっぱり十分力を入れていただいて、やはり貢献するというのも将来の大きな課題だと思って私、何回もこれ質問しとるけど、やっぱりまだ、私が質問したから、気に食わんでやっとなんでないかなと私は思とるかも分からん。だけど、やっぱり、先ほど総務課長が言うたように質問があったけど、何で3月。3月やったってかまんの。いかんのやったら6月で変えたらええんですよ。議会毎年4回あるんですから。別に12月にせないかん、3月に改革せないかんという法律はないと思うんです。やっぱりその都度その都度、臨機応変にその時の流れに置いて課の編成、人員の配置というのはやっぱり執行長それだけの権限持つとるんですから。今度やって、 (討論ですか、質疑ですか。) いらんこと言わんでもええのん、こななん。黙つとれ、議長の発言ないんじゃきん。私が言いよんじゃけん黙つとれ。 (課のあれをやりよるけん、まあちょっと待って。) な、そういうことも含めてやっとなんじゃから、それでええじゃないですか。どうですか。 (そうじゃ。そのとおりや。) 間違ったら、間違っただでこれオフトーク全部流したらええんじゃ。明日。かまんきん。ええ。しゃんとしてやってもらわないかんですよ。はっきり言うて。
	末武議長	次、小亀重喜君。
		(答弁がないがな)
	小亀議員	関連ということで。それこそ課の。小亀です。課の編成言うことは広げれば、いくらでも広がる議論やと思います。ただまあ、

	藤田議員	めてどうのこうのいうて予想してですね、これとこれはできるからここまでの統廃合しようという感覚のですね、しか見えんのですよ、僕らから見たらね。と言うことは、やはりやるんやったら、大胆にぱっとやりましょうと。そういうことが、やっぱり一番求められると。それはそれに対しては時間かかる思うんですよ。やっぱりそういったことでですね、課の再編成をぜひお願いしたいと。ほんで、今度辞めたきん、この課と、ほんだら今言うた福祉保険課と健康増進としようかと、いう気楽な分で無しに町長としてはですね、そういった大きな観点でもう課長すんませんけど辞めてもろてもしょうがないいうぐらいのですね、課の再編成をする。裏にですね、人事のこれがあって退職あと補充せんとか、そういった部分でなしにですね、こういった考えでやりますというので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。
	末武議長	町長、栗田隆義君。 あの三好議員から全部ひっくるめてな。
	栗田町長	3名の方からご質問がございましたので、お答え申し上げます。集約しますと、3点になるのかなというふうに思います。 最初私の施政方針演説の中で課の統廃合をしますというような、はっきり断言した表現をしてしまったのはこれは私として非常にちょっと申し訳なかったと思います。あくまでも、議会の承認を得た後に、課の統廃合はできることでございますので、これはお詫び申し上げます。 それと第2点、その課の統廃合と課長人事とが絡んでおるんでないかなというふうなお話でしたが、そういう訳では決まてございません。ただ、それぞれの課の統廃合をするのにも、環境が整っていなければなかなかその課を統廃合することはできません。そういったことで、例えば土地改良と建設課を一緒にするのも、やはりまんのう町の土地改良課の中で、まんのう町土地改良区の仕事を今までかなりしておりました。県の方の指導で、町とは分離して新しく土地改良の事務所を構えなさいというふうな指導もありました。これを何とかできるのかなと、できればもう仲南、琴南、満濃の3つの土地改良を1つにしたいなということで、色々理事長さんとも協議を重ねてきましたが、一挙にそれができるような状況にはございませんでした。とりあえず、一番事業量が大半を占める満濃町の土地改良区から分離したらどうやというふうなことで、環境が整いましたので、今回建設課と土地改良課を1つにしたいなというふうに考えました。産業経済課の方へまわしたらどうかというふうな意見もございしますが、建設課また、土地改良課へ来られる住民の皆さん方を、見ておりますとやはり関係が深いのは土地改良と建設課が一緒になるのが一番住民サービスに繋がるのかなというふうな観点でこれを1つにしたいなというふうに考えています。 また、藤田議員さんもお指摘がございましたが、もう毎年、毎年、1つ2つの課を統合してちまちまやるんでなしに、一挙に大改革を行ったらどうかというふうなご質問もございまして、私もできればそうさしていただければ、色んな書類とかあいなんで一

	栗田町長 末武議長 川原議員	気にもう課が少なくなって、色んな書類的なもんも直せるのかな、封筒の中へこう印刷するのもまた1つ課が減ったら1つ減るいうようなんでなくて、一挙に3つ4つが減って統合されて新しい名前ができればそういった面では、経費の節約もできるかなといふうにも思うんですが、なかなかこの課はある程度今年環境整備ができた。この課はまだもう少し1年遅れるなというような、その環境整備の温度差もありまして、環境整備が整った箇所から統廃合をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜ったらと思いますのでよろしくお願いいたします。 川原茂行君。 はい。16番。町長の方から縷々ご説明をいただきましたが、1つ角度を変えましてですね、この統合について今、自主再建法の適用をくっておるのが夕張。あまりにも有名すぎます。しかしまあ、次のランク、いわゆる早期債権団体というのは非常に多いわけですね。もうちょっと間違えれば、もう自主再建法になりますよと。しかしまあ、自治体が色々考えて、そっから脱却しようという努力を見せるとこ。これはそっからどんどん退いていくわけでありましたが、少なからずとも日本の自治体の中に、1割余りのところがこの早期債権団体に入っておるん。そういうことで考えますと、まずこの財政再建に向けて、町長以下執行部が努力されておる。これについて今建設課と土地改良課をいっしょにしようかなと、こういうことで先ほど来、議員の同僚から質問がありましたが、その人事とは絡めていくんじゃないで、これはもう少し深く掘り下げてですね、考えていただきたい。と申しますのは、この先ほど申します、自主再建法の中でそこから脱却した自治体、これをずっと見ますと建物を建てたとこ。いわゆる箱もんを多く建てたとこがそこから退かないで次のも、自主再建法の適用をくろうと。しかしある一面ですね、同じハードで投資しても、農業政策、町長もここに施政方針の中に言われておりますが、あまりにも文書が薄すぎる。私明日本腰でやりますが、ほ場整備、まんのう地区の中では場整備そういうものに投資したのは、その全国的に見ましても農村地帯であれば、そこから脱却しておるんです。そういうね、基本的理念に立っていただきたい。この統合する、当然、建設課と土地改良課と統合したいと、これは行財政改革の一端ですから、これ私はそういう考えは素晴らしいことだと思っております。しかし、もう少し下げた徹底的な根拠、町長がお考えになっておることがあまりにも、この考え方が私は理解しにくい。先ほど言われるように、人事に絡みがあるんかとか、まさにそれはおかしい話なんです。だけでも、そうとられても仕方ない。ようなことなんです。もう少し基本的に、これはこうだからと言うものが何故でてこないのか。合併して4年間過ぎました。この3月議会が終わりになります。そういう中でですね、なぜこれがでないのか。ほんとにやるんであれば、12月議会であろうが、3月議会であろうが、6月議会であろうとそらかまんです。しかし、これは早くね、こういう行財政改革をやるって言うんであれば、基本的な理念がここだからもう少し議会と議論しましょうと言うんであれば、この議会に出してくるのは本来おかしいんです。もう少し考える時間がない、議論する時間がないん
--	-------------------------------------	---

	川原議員	じゃないですか。私はその人事とそれは絡めたくない。あまりにも議会と執行部の中でそういう考え方に立つのは、議会人として私はあんまりにも適切でないと思っておりますから、それは無いと信じながらもこの時期に出してくるのはおかしいですよ。時間的に余裕が無いとこへ持って来て、この町長の施政方針の中に、農業政策についての考え方があんまりにも薄いんですよ。これからのまんのうをどうやろうかと言う姿勢が見えないですよ。これまた、明日やらさせていただきます。そういう観点から基本理念もう少し具体的にお考えいただきたい。 もう1点、先ほど謝罪ありました小亀議員さんのこの字句、これはもう私は触れません。これ議員みなさん全部がそう思ってます。確定したこと書いてますからね。町長。もうこれには触れません。町長が間違いだったと言われましたので、私はその点は理解しますが、もう少し基本理念に立ってね。やっていただきたい。これちょっともう1点お聞かせいただきたいと思います。
	末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 川原議員さんのご質問にお答えいたします。 今回の課の再編でございますが、先ほども申し上げましたように、それぞれ環境が整った課、また設置をしたり、また統廃合をしていっておるわけでありまして、一挙にそれが全て整うと言うことはなかなか難しゅうございますし、この課設置条例の提出時期については今後また十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	末武議長 川原議員	川原茂行君。 もう1回だけお許しいただきます。統合しますとね、町長さんの頭のお考えの中に、ほ場整備をするんであれば相当な、また何人かのほんとにプロ的な認識を持った職員を配置せないかん。これをお考えになっておるか、おらないか。ちょっと、お聞きします。
	末武議長 栗田町長	栗田隆義君。 先ほども申し上げましたように、ほ場整備につきましては23年度で中山間整備事業が終わります。新しい第2次の中山間総合整備事業、これはあくまでも県の事業でございますが、それを我々町の方でお手伝いをしていくというようなことでございますので、今後色々人事的については考えて行きたいと思っております。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

	末武議長 本屋敷議員 末武議長 本屋敷議員 末武議長	(なし) 本屋敷崇君。 異議あり。先ほどらい、質疑。言わさない。 異議があるんならもう採決か。 異議は言うた方がええんでないですか。 はい、異議がありましたので、委員会付託省略の件を起立により採決いたします。 議案第1号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。 これより、討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。もう言うて済んだ。 はい、3番、本屋敷崇君。 先ほどらいの話で納得しようかとも思ったのですが、総務課長、町長の答弁を聞いた中でですね、難しかった理由、条件整備が整わなかった理由の提示が今ひとつできていない中で、議会として議決してよいものかどうかということで、今回は蹴らしていただきたいなど。 それですね、先ほど川原議員が言われましたような基礎概念とかですね、課の設置における信念、そういったもの、また条件整備を整えることの指導力とかですね、そういったものも含めて考えた上で、一回これは棄却さしていただいて、再度出していただきたいなと思います。以上です。 末武議長 小亀議員 小亀重喜君。 あれだけ言いまして賛成討論するのはおかしいと思うんですが、正直言いまして先ほどそれこそまあ、誠意あるご答弁だったと思います。正直、町長さん初め執行部全体の中に、今回の課設置変更で100点満点だとは思ってらっしゃらない、今度どんどん手を代え品を代えしながら、いい執行部隊仕上げていかなければならないという意図は汲み取ることができたと思います。今現在できるところから手を付けていきたいという意図の元で賛成討論とさせていただきます。 (ええこと言うわ。)
--	---	---

日程第 9	末武議長	これより、議案第 1 号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました 議場の時計で 1 3 時 1 5 分まで休憩いたします。 (休憩 1 2 時 1 5 分) (大岡議員着席 1 3 時 1 5 分) (再開 1 3 時 1 5 分) 休憩を戻して会議を再開いたします。 日程第 9 議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 2 号、まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてのご説明を申し上げます。 長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として、労働基準法の一部及び国家公務員にかかる一般職員の職員の給与に関する法律の一部が改正され、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行されることを考慮し、月 6 0 時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び当該引き上げ分の支給に代えて勤務を要しない日、または時間を指定することができる制度を導入する目的で条例の改正を行うものでございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	この条例を変えることによって、考えられる運用面での効果であったり、金額面での差異、その 2 点お願いします。
	末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 この条例を変えることによって、どういうふうな影響があるかということでございますが、これは先ほど、町長さんが提案理由で申しあげましたように、まず労働基準法が改正になりましてそれに順じて今回条例を改正するということでございますので、い

日程第 10	栗田総務課長	わゆる上位法というふうに捉えておりますので、その点はまずご理解いただけたらと思います。 それで、そのお話をさしていただいた後でございますけども、条例改正によって考えることというのはですね、まずこれが起こるのは非常にレアなケースだと考えております。事例として考えられるのが、選挙を控えた場合の事務手続き、それから税の申告前の事務事業等がこれに該当する可能性が非常に高いということでございます。その場合どうなるかということでございますけども、この条例に従ったようなことをいたしますと、当然歳出面では時間外勤務手当は当然増えるようなことになります。ただですね、これも選択肢はございまして、休みを取るか、こういった分は休みを取れますよってというようなことになりますので、その辺はその60時間を越えた部分の後の職員の考え方によりまして、歳出に影響する場合があるし、ない場合もございます。以上でございます。
	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第2号は、総務生常任委員会に付託いたします。 日程第10 議案第3号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第3号、まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての提案についてご説明申し上げます。 通常、町が行う契約行為については、一部の例外を除いて単年度主義がとられております。ただし、長期契約について地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期契約を締結する契約については、条例で定めなければならないと規定されております。現在の条例では4項目、1号 庁舎管理機器の賃貸借契約、2号 事務機器の賃貸借契約、3号 情報機器の賃貸借契約、4号 ソフトウェアの使用許諾契約について長期契約ができとしておりましたが、将来的に公用車のリースバック契約や庁舎等の保守点検業務の複数年契約等の実施を視野に入れて、第5号 自動車の賃貸借契約、第6号 庁舎等公共施設公共施設の保守点検業務契約を追加して、業務の効率化及び経費の削減に資する目的で条例の改正を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。
谷森議員	町長の所信表明の中にもありましたが、いわゆる本庁舎そしてまた支所等においても一括して業者に委託すると、管理委託する とういうようなことが述べられておりましたが、こういうように、こう条例で制定いたしますと、いわゆる独占と言うような形 になりうる可能性がある。そしてまた、馴れ合いというようなことも起こり得る懸念があるかと思うんですが、この点はいかがお 考えですか。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務 課長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。 公の施設の一括管理につきましては、町長の申し上げました施政方針の中でもやりたいということでございます。目的はもちろ ん経費の削減、加えまして事務事業の削減等でございます。一方でですね、谷森議員さんのおっしゃられました独占というよう なことでございますが、これはその考え方によりましては、そういうことをお考えになる場合もあると思いますけども、まずですね、 町といたしましては、行財政改革を進めていく上ではですね、少しでも歳出の削減あるいはその事務事業の軽減と言うことを重き を置いておりますので、そちらの方をですね、力点を置きまして、こういうようなことで進めてまいりたいというふうに思ってお ります。以上でございます。
末武議長	谷森哲雄君。
谷森議員	言うたら、長期契約した場合に、いわゆる正当な競争原理ということが排除されると。私はこういうふうに思うわけでありま が、この点はどのようなお考えですか。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務 課長	正当な競争原理が働くか働かないかというようなことでございますけども、業者の選定におきましては、当然、一般公募を行 います。それで、当然そのプレゼンテーションを行いまして、そこでですね、業者選定を行いますので、その中では当然競争原理を 働かした上での選択を行っております。以上でございます。
末武議長	藤田昌大君。

日程第 11	藤田議員	9 番、藤田ですが、期間が、多分ある程度ですね、常識的な期間だろうと思うんですが、レンタカーの場合やったらですね、5 年ないしそういった多分期間になるだろうと思いますし、庁舎公共施設の分、多分これ私一般質問で営繕課を置いたらええんでないかというようなことをやった部分のですね、民間委託でないかなという解釈してます。そういった中でですね、全体、電気工事からあれも全部含めた、例えば屋根の修理だとかもう全体が入るんですか。その辺の範囲だけ、ちょっと教えていただきたいと思います。
	末武議長	栗田昭彦君。
	栗田総務課長	藤田議員さんのご質問にお答えします。 管理委託の対象でございますけども、まず施設の警備、防火設備保守点検、電気設備保守点検、空気調和設備保守点検、自動ドア保守点検、防虫駆除業務、清掃業、エレベーターの保守点検、その 8 つを考えております。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第 1 1 議案第 4 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 4 号、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。 本条例の改正理由として、現在の国民健康保険加入者の医療費増加を賄うと共に平成 20 年度から実質単年度収支では赤字となっている国保会計の財源不足を解消するために、税率の一部改正を実施するものであります。現在、香川県は医療費が多額な県として、厚生労働大臣の指定を受けており、その上、まんのう町は県下で 3 番目に医療費が多額な町となっております。高医療、高負担という保険制度の原則から平成 22 年度からの国保税の増額を図るために、税条例の一部改正の提案をさせていただきました。国民健康保険税については、平成 20 年度において、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課区分等の見直し、また税率改正を行ったところであります。今回の国民健康保険税の税率改正は国の診療報酬や薬価基準等の改定に考慮すると共に、県下の市町、または近隣市町の国保税の調査等も行くと共に、国保加入者のご負担も考慮し、できるだけ急激な保険税アップにはならないように検討もしております。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

	栗田町長 末武議長 三好税務課長	なお、国保税の税率改正の内容、詳細につきましては税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。 三好定君。 ただ今上程されました議案第４号のまんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容説明をさせていただきます。 国保税は賦課区分といたしまして、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分、３区分となっております。お手元に配布されております条例改正の、新旧対象されているとおりであります、税率の詳細を説明させていただきます。 最初に、国保の医療保険分の所得割を６．２％から０．５％上げまして６．７％にすることと、資産割を２０％から２％上げまして２２％、均等割を２万１千円から４千円上げまして２万５千円に、平等割の２万１千円を４千円上げまして２万５千円にそれぞれ引き上げるものでございます。 続きまして、後期高齢者支援分といたしまして、所得割を１％から０．４％上げまして１．４％に、均等割の６千円を１千円上げまして７千円に、平等割の４千円を１千円上げまして５千円に、均等割の６千円を１千円上げまして７千円にそれぞれ引き上げるものでございます。 続きまして、介護保険分として、所得割を１．８％から０．１％上げまして１．９％に、均等割の７千円を２千円上げまして９千円にそれぞれ引き上げるものであります。 それぞれの賦課区分を合算しますと所得割は１％、資産割が２％、均等割が７千円、平等割を５千を上げることとなります。結果的に平成２２年度から国保税全体といたしまして、均等割が４万１千円、平等割が３万６千円となりまして、所得割は１０％、資産割が３．７％、３７％です。失礼しました。３７％となる賦課基準となります。これは前年度と同じ条件ですと、約１０％ほど前年度と同じ条件ですと、１０％ほどの増額となります。なお、同時に均等割、平等割では増額となるため、国保加入者の世帯主と被保険者の所得状況に応じて減額されます軽減額、それぞれ７割、５割、２割という軽減額でございますが、これも変更となります。これにつきましても、従来どおり賦課区分ごと、また特定世帯及び特定世帯以外の世帯別に軽減額が変更となり、その軽減される金額を表示しております。この特定世帯と言うのは同一世帯に国保の被保険者が７５歳以上の後期高齢者医療制度に移行したため、被保険者が１人になる世帯のことを特定世帯と言います。以上、今回の国保税条例の一部改正の内容とさせていただきます。ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもち、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
	末武議長	

日程第 12	末武議長	質疑はありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君。 今現在こう国保の税のいわゆる負担割合ですか、いわゆる資産、応能応益割が多分 50 対 50 かと思うんですが、この応能応益割の比率とそれから、むしろそのいわゆる所得をやっぱり重視した税改正が適正でないかなと思います。いわゆる、こう均等割とかいうのはやはりこう負担する側にしてみたら、かなり負担が重くなるとこういうようなことであり、応能、いわゆるこう所得に応じて一定の負担をしていただくと、この方が私はより公平ではないかと思いますが、この点いかがですか。
	末武議長	三好定君。
	三好税務課長	谷森議員の質問にお答えします。 応益応能につきましては、おおむね 50、50 ということは今現在も存続というか、しております。できるだけそれに添った形にしておかないと、補助が、国の方の調整交付金等が受けれないということがありますので、それはもう従来どおり応益応能割の 50、50 というのは遵守されているということでございます。
		それと、その賦課区分といいますか、所得、資産、均等割、平等割の件ですが、昨今の状況から言いますとあまり所得につきまして、率を上げますとどうも近年の景気の動向から言いますと、税の財源確保が少し難しいんじゃないかということもあろうかと思えます。我々としては均等割、平等割で確実に取るという方が財源確保に繋がるんじゃないかという形では考えております。以上でございます。
	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 4 号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第 12 議案第 5 号 まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	只今上程されました、議案第 5 号、まんのう町在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

	栗田町長 末武議長 谷森議員 末武議長	在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給事業につきましては、介護保険任意事業として実施しているところであります。 次の表の改正前、改正後の下線部分を改正しようとするものであります。改正内容であります。表題の部分で老人を高齢者に改正し、その改正により、目的、第1条の条文中、老人を高齢者に、また介護家庭福祉手当とあるのを在宅寝たきり高齢者介護家庭福祉手当に改正しようとするものであります。 また、受給資格者、第2条の条文中、在宅にて6箇月以上臥床しを削除し、また、家庭を同居家族に改正しようとするものであります。 また、手当の額及び支給方法、第3条につきましては、月額2万円を介護保険サービスを利用していない者については月額2万円、それ以外の者については月額1万円に改正しようとするものであります。また、第4条、第5条の改正につきましては、表題及び字句の簡略などの改正による改正であります。 また、附則であります。この条例については、平成22年4月1日から施行することとし、第2項において、現在支給している者についての経過措置について掲げております。 また、第3条に掲げております介護保険サービスを利用していない者については、規則で定めることにしていますが、福祉用具の貸与、福祉用具の購入、住宅改修費のみの利用者については、介護保険を利用していない者としています。また、第4条に掲げている受給資格者についても、規則で定めることにいたしますが、要介護4又は要介護5に認定されている者を受給資格者として定めることにいたしております。ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 第3条でございますが、いわゆるまあ、従前といわれる改正前と改正後、いわゆる私がこう理解しとったんは一般的にいわれるこう在宅介護をしておる方に、特に寝たきりと言う条件が付いたかと思うんですが、その方に対して2万円を支給いたしますと、こういうことを今まで理解しておったんですが、この第3条で、いわゆるそれ以外の者については月額1万円とかこの部分について、もう少し詳しく説明いただいたらと思います。 宮地隆君。
--	---	--

	宮地健康 増進課長	谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。 現在の認定の仕方でございますが、現在につきましては、民生委員さんあるいは本人からの申し出、申請等によりまして、本人宅を調査し、その規則に沿ってその内容的なものをチェックして認定しとるわけでございます。その者につきましては、認定結果、寝たきり対象者というようなことになれば、月額一律2万円を支給してるところでございます。その者につきましては、介護保険を利用しとる者、あるいはしてない家庭もございます。また、その介護保険と言いますか、認定を受けてない寝たきり者と言いますか、そういった方もございます。そういった者の中で、認定するに当たって、今回につきましては介護保険の4、5号の方はだいたい寝たきりの方が多いと言うことでございますし、またその者が在宅で介護する人にとっては大変色々と苦勞されとるということもございまして、今回介護4と5に絞っての、の方々を認定して行きたいというように考えておるところでございます。ついでには、その介護保険の在宅を、要介護4、5の方々につきましても、ディサービス等々で利用されよる方もございます。しかしながら、全然利用しない人もおると。また養護のそれに伴うその住宅改修とかあるいは福祉用具の貸与等々については、利用しとるというようなこともございますが、基本的には在宅で介護するにあたってぜひ必要なものの分については、今回まあ利用してないものにしましょうということにさせていただいたところでございます。で、まあ通称ディサービス等々については、当然訪問介護入れまして、介護保険の利用も高いということで、今回は省かしていただいたんですが、そういう形で今回要介護の4と5に絞った形で認定させていただければということで、改正をしようとするものでございます。現在のは先ほど言いましたように、介護4、5に該当する人もおるし、認定されてない方もおると言うことで、ちょっとバランス的なところもございまして、今回、このような改正にさせていただいたところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。
	谷森議員	議長。
	末武議長	谷森議員聞いてくれよんな。総括的にしよるきん、なんぼでもでもすないうん。
	谷森議員	はい、分かりました。
	末武議長	谷森議員。
	谷森議員	いわゆる寝たきりでなくても介護4、まあ5になったら寝たきりかと思うんですが、4でもそのいわゆる1万円は支給しますと言うことですか。
	末武議長	宮地隆君。
	宮地健康 増進課長	再質問にお答えさせていただきます。
		そうです。4、5につきましては、最低は1万円は支給しますということで、ご理解いただきたいと思います。

日程第 13	末武議長	他に質疑はありませんか。
	白川美智子議員	白川美智子君。
	末武議長	介護手当をもらっている人で、介護保険を利用していない人は、果たして何人ぐらいの割合でおるのでしょうか。
	宮地健康増進課長	宮地隆君。
	末武議長	白川美智子議員さんのご質問に答えます。
		介護保険を利用していない方ですか。現在のところ 2 名ございます。
		他に質疑はありませんか。
		(なし)
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております、議案第 5 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第 13 議案第 6 号 まんのう町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。
		ただ今上程されました議案第 6 号、まんのう町公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。
		吉野公民館の移設改修に伴い、まんのう町公民館条例、別表第 1 に示す位置をまんのう町吉野 1 7 8 0 番地からまんのう町吉野 1 7 8 0 番地 1 へ変更するものでございます。
		また、合わせて同表に示す四条公民館及び高篠公民館の位置にマルマル番地第マルと言うように、第と言う字が入っておりますが、現在は使われていないため第と言う字を削除し、四条公民館の位置をまんのう町吉野下 2 8 1 番地第 1 からまんのう町吉野下 2 8 1 番地 1 へ、高篠公民館の位置をまんのう町東高篠 2 8 8 番地第 4 からまんのう町東高篠 2 8 8 番地 4 へ変更するものでございます。よろしくご審議のほど、ご決定賜りますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑にはいります。
		質疑はありませんか。
		(なし)

日程第 16	栗田町長 末武議長	す。以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 8 号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第 16 議案第 9 号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 9 号、まんのう町道路線の認定についての提案理由を説明申し上げます。 次のとおり町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 路線名、町道、福家上所線、起点、四條字福家上所 3 2 4 番 6 地先から、終点、四條字福家上所 3 8 9 番 7 地先までの、延長 1 3 2. 8 m、幅員 4 m の道路でございます。 また、路線名、町道公文境線につきましては、起点、東高篠字公文境 4 0 番 2 地先から、終点、東高篠字公文境 2 5 番 1 地先までの、延長 1 2 6 m、幅員 4. 3 m の道路でございます。 用地につきましては所有者の方から土地を寄付していただき、所有権移転登録も完了いたしておりますので、よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。
	栗田町長	
	末武議長	

日程第 17	末武議長	ただ今議題となっております、議案第 9 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 17 議案第 10 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
日程第 18	栗田町長	ただ今上程されました議案第 10 号、まんのう町道路線の変更についての提案理由を説明いたします。 次のとおり、道路線を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 路線名、町道鉦谷線は起点を変更するものであり、変更前延長は 700.2m で、変更後は 363.6m となり、約 436.6m の延長減となります。幅員につきましては 3.5m の道路でございます。延長減の理由といたしましては、起点側は山林化しており、車両の通行が不可能区間があり、また終点側はかりんの丘公園を整備したことにより廃止をいたしました。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。 末武議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 10 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 18 議案第 11 号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 栗田町長 ただ今上程されました議案第 11 号、香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてご説明を申し上げます。 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体である、三豊総合病院組合が平成 22 年 4 月 1 日から地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が三豊総合病院企業団となることに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約の変更にかかる関係地方公共団体の協議が必要となりました。 つきましては、これらの協議について、同法 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。審議いただきご議

日程第 19	栗田町長 末武議長	決賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題になっております、議案第 1 1 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 1 号 香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度 まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
---------------	----------------------	--

	栗田町長	ただ今上程されました議案第12号、平成21年度まんのう町一般会計補正予算案につきましてご説明申し上げます。 1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万1千円を追加し、歳入歳出の総額を99億281万6千円といたしております。第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為補正を、第4条で地方債の補正を定めております。 3ページをお開きください。歳入につきましては第2款 地方譲与税から第13款 使用料及び手数料までは、おのこの精査による増減であります。第4款 国庫支出金は地域活性化・公共投資臨時交付金が2億6,687万8千円の減額、きめ細やかな臨時交付金が1億7,637万7千円の増額等で、1億6,320万2千円の減額といたしました。第15款 県支出金から第20款 諸収入までは精査による増減であります。第21款 町債は土地改良課、建設課等の補助事業量の増減により減額となっております。 5ページをお開きください。歳出につきましては、第1款 議会費は精査による減額でございます。第2款 総務費2億3,195万5千円の増額を行っております。第1項 総務管理費 第5目 財産管理費で1千57万8千円の増額でございます。これは長炭小学校用地買収費を土地開発基金へ返済するものでございます。第19目 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で2,049万減額いたしております。繰出金で水道事業繰出金1億8,600万円を計上し、一方で健康増進施設整備、道路整備事業等で、2億649万円の減額をしております。新たに第20目 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業費2億5,830万円を計上いたしました。第19目で減額した健康増進施設整備費、道路整備事業費等に加え、幼稚園施設整備費、消防施設整備費等を計上しております。他は主に精査によるものでございます。第3款 民生費は6,293万円の減額をしております。第1項 社会福祉費、第2目 老人福祉費で未実施により塩入健康センター指定管理料420万円の減額をいたしております。第6目 隣保館費では、長尾会館追加工事で350万円計上いたしました。それ以外は対象者数の増減や精査によるものでございます。第4款 衛生費で4億2,394万2千円の減額をしております。第2項 保健衛生費 第3目 健康づくり温泉事業費はかりん温泉閉鎖に伴い8,245万9千円の減額といたしております。第3項 上水道費では財源の見直しにより、水道事業会計へ繰出金2億6,890万円減額いたしております。第6款 農林水産費は765万9千円の減額、第1項 農業費 第5目 農地費で補助金交付制度変更により、団体営推進事業費を1,493万円増額いたしております。その他は、事業量の増減や精査によるものでございます。第8款 土木費は1,303万6千円の減額にしておりますが、事業量の増減によるものでございます。第9款 消防費は45万円の増額でございます。防災対策費の全国瞬時警報システム更新業務委託料でございます。第10款 教育費は5,622万3千円の減額としております。第3項 中学校費 第3目の学校建設費で財源であります合併補助金の繰越が認められない旨の
--	------	---

	栗田町長	通知があり、満濃中学校改築工事基本設計委託料2,500万円の減額をいたしております。それ以外は精査によるものでございます。第12款 公債費、第13款 諸支出金は精査によるものでございますが、諸支出金で財政調整基金費に3億5,278万円計上いたしました。これにより、平成21年度末の残高は前年比4億3,800万円増の22億9,100万円を見込んでおります。 7ページをお開きください。繰越明許費は21年度において計上いたしております事業を22年度へ繰越したための措置でございます。第2款 総務費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で1億6,620万1千円、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業で2億5,830万円、工事成績評価講習事務委託料で105万円、第6款 農林水産業費では県単土地改良事業で900万円、林道開設改良事業で2,118万5千円、第8款 土木費では地域活力基盤創造交付金事業で2,400万円、県営工事負担金で1,367万円、まちづくり交付金事業では6,131万4千円、公営住宅水洗化事業で900万円、第9款 消防費では全国瞬時警報システム更新委託料で260万円をそれぞれ繰越すものでございます。 9ページの債務負担行為補正は、満濃中学校改築PFI事業アドバイザリー業務委託実施期間が平成23年度までであるため、翌年度以降の契約を担保するべく、債務負担行為を設定するものでございます。限度額は2,800万円としております。 11ページの地方債補正は工事量の増減によるものでございます。以上、21年度一般会計補正予算の概略説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	概括的な質疑ということで、補正において大きな金額を占める国の補正による2つの臨時交付金についてちょっと質問させていただきます。9月議会において提出された経済危機対策臨時交付金において、水道の高度浄化整備が工事に着手したにも関わらず、予算がつかないと言うことで、3事業はこの補正で振替えられました。結果、ほんとにこの事業は必要だったのだろうかという疑問も出てまいります。今回、きめ細やかな臨時交付金が出ましたから、振替えましたけれども、もしこの臨時交付金が出てこなければ22年度の一般会計において、計上されたであろうか。それも含めてですね、どう考えても今の時代にインフラ整備、箱物整備をすることが投資的効果といえるのかどうかということに疑問があります。9月以降の所管事務調査におきましても、まんのう

本屋敷議員	町が人口の社会増であるという報告が、執行部の方からなされております。その大きな要因は民間の賃貸住宅の建設もあるでしょうが、その背景には当町独自の１５歳までの医療費無料化と言うものが考えられます。また執行部の報告によりまして、他自治体においても、この１５歳までの医療費無料化を検討しているという段階であるということをお聞きしました。であれば、当町としましては流入してきた人口の定住を図ることが、優先度の高い事業と言うことになるのではないかと思います。そうであれば、今回のきめ細やかな臨時交付金におきましては、今後の町財政、町の活性化を考えていかに生産人口を増やすのかと言うことを行うべきではないかと思います。例えばですね、町主体の宅地造成を行うこと等が考えられますが、そういったことが今回の補正の提出において議論が執行部の方でされたのかどうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 臨時交付金の用途についてのご質問だったと思いますけども、今回経済危機対策臨時交付金、あるいはきめ細やかな臨時交付金の事業につきましては、当初予定いたしておりました内容を変更したという経緯がございます。この経緯につきましては、私共といたしましても、具体的に全員協議会の中で経緯についてのご説明もさせていただきましたし、その後の対策につきましても、ご説明をさせていただきました。その過程を持ちまして、今回予算の補正を行わさせていただいたということでございますので、私の方といたしましては、議員の皆様方にはご理解をさせていただいているという理解のもとにこういう補正案を提出させていただいております。
末武議長 本屋敷議員	本屋敷崇君。 きめ細やかな臨時交付金におきましては、議会の方で理解するせんはですね、この３月議会の質疑によって決まることですので、そこは何とも言えないところですが、当然ですね、９月の臨時交付金事業が出てきた時からですね、この３月議会までの間にそういった先ほど述べたような状況もございますし、当然ですね、これから町財政を考えた時にこういった臨交金をですね、いかに、どこに配当していくかということは十分協議していかなければいけない部分だと思います。これは総務常任委員会の方に付託されておりますので、総務常任委員会の方ですね、そういったことも含め、議論していただければありがたいと思っていますので、答弁は結構です。
末武議長	他にございませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。

日程第 20	末武議長	ただ今議題となっております、議案第 1 2 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 議案第 1 3 号、平成 2 1 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号の提案理由についてご説明申し上げます。 5 7 ページをお開きください。第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4, 8 8 3 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 2 億 6, 8 9 8 万 5 千円とするものでございます。 5 9 ページをお開きください。歳出では、第 2 款 保険給付費を 1 億 7, 3 1 5 万 3 千円減額し、1 6 億 5, 1 2 2 万 6 千円に、第 7 款 共同事業拠出金を 7, 6 3 3 万 5 千円減額し、2 億 5, 0 7 8 万 6 千円に、第 1 1 款 諸支出金を 6 4 万 9 千円増額補正し、9 2 5 万 2 千円とし、補正後 2 2 億 6, 8 9 8 万 5 千円とするものでございます。 また、これに伴い歳入においては、第 3 款 国庫支出金を 3, 6 9 4 万 8 千円減額補正し、第 4 款 療養給付費交付金を 2 0 0 万円増額補正、第 5 款 前期高齢者交付金を 9, 9 8 7 万円減額補正し、第 6 款 県支出金で 5 5 5 万 9 千円減額補正、第 8 款 共同事業交付金を 1 億 8 4 6 万 2 千円を減額補正しようとするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。 これをもちて提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもちて質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 3 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
日程第 21	栗田町長	日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 4 号、平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第 2 号についてご説明申し上げます。

日程第 22	栗田町長	す。
		7 1 ページをお開きください。第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出補正予算によるというもので、予算項目の振替であり、予算金額の減額はございません。
	末武議長	7 3 ページをお開きください。第 4 款 第 1 項 一般会計繰入金を 3 0 0 万円減額し、第 5 款 繰越金としようとするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
		これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 4 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 5 号、まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号の提案理由についてご説明申し上げます。 7 7 ページをお開きください。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 7 1 万 1 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 4, 9 2 8 万 9 千円とするものでございます。 7 9 ページをお開きください。歳出で第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金を 1, 0 7 1 万 1 千円減額し、補正後予算 2 億 4, 9 2 8 万 9 千円としようとするものでございます。 これに伴い歳入では、第 1 款 後期高齢者医療保険料を 1, 2 9 6 万 7 千円減額、第 4 款 繰入金で 5 7 0 万円減額補正し、第 5 款 繰越金を 7 9 5 万 6 千円増額補正しようとするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。 末武議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。

日程第 23 栗田町長	末武議長 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 5 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 只今上程されました議案第 1 6 号、平成 2 1 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申しあげます。 8 5 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 5 1 3 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 1 億 5, 6 2 6 万 3 千円と定めるものでございます。今回の補正予算につきましては、各費目における決算見込み額により精査して補正を行うものでございます。主な内容についてご説明申し上げます。 9 3 ページをお開き下さい。まず歳出についてご説明を申し上げます。第 1 款 総務費で 1 0 0 万円の減額、これは認定調査委託料の減額であります。第 2 款 保険給付費では 1 億 7, 4 9 1 万 7 千円を減額しようとするものであります。大きくは、居宅介護サービス給付費で 1 億 6 6 7 万 5 千円の減額、施設介護サービス給付費では 3, 1 6 7 万 2 千円の増額、地域密着型介護サービス給付費で 6, 8 1 7 万 5 千円の減額、居宅介護福祉用具購入費で 2 0 1 万 4 千円の減額。 9 4 ページをお開き下さい。居宅介護住宅改修費で 1 5 7 万 1 千円の減額、介護予防サービス給付費で 3, 7 0 1 万円の減額、介護予防福祉用具購入費で 2 5 3 万 8 千円の減額、介護予防住宅改修費では 1 1 2 万 8 千円の増額、高額介護サービス等費で 4 1 4 万 6 千円の増額、高額医療合算介護サービス等費で 6 0 0 万円の増額、第 5 款 地域支援事業費で 8 5 4 万 5 千円の減額。その内訳といたしましては、介護予防事業費で 4 0 0 万円の減額、包括的支援事業費・任意事業費で 4 5 4 万 5 千円の減額であります。主に、在宅寝たきり老人介護福祉手当で 3 7 6 万円の減額であります。いずれも、精査によるものでございます。 9 6 ページをお開き下さい。第 6 款 基金積立金で 8, 3 3 8 万 7 千円の増額。これは、2 0 年度からの繰越金の一部を今後の財政調整のために積み立てるものであります。第 9 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金では、2 0 年度実績に基づく精算金として、国、及び県に返還する金額であり、4, 5 9 3 万 8 千円を増額するものであります。 9 1 ページをお開き下さい。歳入についてでございますが、第 4 款 国庫支出金 5, 3 5 3 万 7 千円の減額、第 5 款 支払基金
--	--

日程第 24	栗田町長	交付金 5,503 万 8 千円の減額、第 6 款 県支出金 2,165 万 2 千円の減額、第 9 款 繰入金で 5,423 万 5 千円の減額、そのうち、1 項 一般会計繰入金で、2,423 万 5 千円の減額、また 2 項 基金繰入金 3,000 万円の減額については、事業量の増減に伴いルール分及び補填財源としての増減を行ったものでございます。また、第 10 款 繰越金につきましては、平成 20 年度決算に基づく金額であります。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 16 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 24 議案第 17 号 平成 21 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	それでは、ただ今上程されました議案第 17 号の提案理由を申し上げます。議案第 17 号は平成 21 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号についてでございます。 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,097 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7 3 7 万 9 千円としようとするものでございます。 歳出の主なものといたしましては、1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 3 節 職員手当等で 109 万 6 千円の減。これは時間外手当の減によるものでございます。2 款 医療費 1 項 医療費 1 目 医療用機器機具費 14 節 使用料及び賃借料で 100 万円の減。これは酸素吸入用リース使用料の減によるものでございます。3 目 医療衛生材料費 11 節 需用費で 200 万円の減。これは院内処方医薬材料費の減によるものでございます。次に、5 款 基金積立金 1 項 基金積立金 1 目 診療所管理運営事業基金積立金 25 節 積立金で 1,500 万円を増額し、基金に積み立てるものでございます。 歳入の主なものといたしましては、1 款 診療収入 1 項 外来収入 3 項 後期高齢者診療収入 1 節 現年度分 300 万円を減額、また 7 款 繰越金で 1,407 万 5 千円を増額し、基金に積み立てる財源に充当しようとするものでございます。ご審議

日程第 25	栗田町長 末武議長 栗田町長 末武議長	ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 7 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 議場の時計で 2 時 4 5 分まで休憩いたします。 (休憩 1 4 時 3 0 分) 休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 1 4 時 4 5 分) 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 8 号、平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 2 号についてご説明申し上げます。 1 0 9 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 0 4 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 0 0 5 万 6 千円とするものであります。 1 1 1 ページをお開きください。歳出では、第 2 款 施設費で 5 0 4 万 4 千円を減額しようとするものでございます。これは当初に汚泥の抜き取り予定をしておりました浄化槽のうち、保守点検委託業者からの点検報告で 9 7 基分について浄化槽汚泥の堆積が少ないので抜き取り及び清掃は次回の保守点検以後でよいとの報告を受け、今年度の清掃等を行わないために、減額をしようとするものでございます。歳入では、第 5 款 繰入金 5 0 4 万 4 千円を減額しようとするものであります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。
---------------	--	--

日程第 27	末武議長 栗田町長 末武議長 栗田総務課長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 19 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 27 議案第 20 号 平成 22 年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 20 号、平成 22 年度まんのう町一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。第 1 条 歳入歳出予算総額を 88 億 3,700 万円、前年度対比 7,600 万円、0.9%の増額といたしております。歳入につきましては、町税、地方交付税は 21 年度とあまり変わらないものと見込んでおりますが、交付金のほとんどは減少するものと思われ、厳しい状況が続いております。また、国庫支出金が大きく伸びておりますが、これは新設された子ども手当給付が主なものでございます。歳出につきましては衛生費、農林水産費等が減少いたしました。一方、総務費、土木費、教育費等が増加いたしました。第 2 条の地方債は目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第 3 条の一時借入金は最高額を 10 億円と定めるものであります。第 4 条は歳出予算の流用は各項目間の流用ができる旨を定めております。概略の説明は担当課長より申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 総務課長 栗田昭彦君。 それでは、平成 22 年度まんのう町一般会計当初予算の概要につきましてご説明を申し上げます。お手元に配布しております、まんのう町当初予算の概要に従いまして、説明を申し上げます。 まず、1 ページをお開きください。一般会計予算総額は 88 億 3,700 万円で、前年度対比で 7,600 万円、0.9%の増額といたしました。特別会計予算につきましては、第 1 表、平成 22 年度当初予算規模で表示をいたしております。一般会計につきましては、減少要因として、歳出の減少要因といたしまして、職員数、議員定数の減少による給料、報酬等の減少を始め、かりん温泉閉鎖による健康づくり温泉事業の皆減、国営農地防災事業に係る負担金の繰上償還の終了、消防組合負担金の減少等がございます。一方、歳出でございますが、児童手当に変わる子ども手当給付で 1 億 8,000 万円程度が増額いたしました。また、
---------------	--	--

	栗田総務課長	臨時職員等の賃金あるいは一般職員の共済費、商品発行事業の増額や道路、橋梁等の継続事業、琴南中学校耐震工事等があり、結果として微増となっております。 2ページをご覧ください。一般会計の歳入歳出でございますが、歳入につきましては、第2表で款ごとの金額を前年度と対比して示しております。第1款の町税は18億6,956万7千円を計上いたしております。景気の状態は大変厳しい状況であります、ほぼ前年度並と考えております。第2款 地方譲与税から第8款 自動車取得税交付金はゴルフ場利用税交付金を除き、全てが減額となっております。第10款 地方交付税につきましては、国の方針が不確定な部分があり、懸念をいたしておりましたが、見通しが示されまして、前年度で3,800万円増の35億8,300万円といたしました。第14款 国庫支出金は5億9,453万円といたしており、前年度より2億2,500万円程度的大幅な増額となっておりますが、これは先ほど申し上げました子ども手当交付金、あるいは道路橋梁整備事業の交付金等による増額でございます。第18款 繰入金は収入不足による財源確保として財政調整基金より、1億1,550万2千円の繰入を行っておりますが、昨年度と比べまして1億8,360万円減少いたしております。第21款 町債は対前年度で2,630万円減の8億5,770万円といたしております。このうち、第2の地方交付税とも言われております、臨時財政対策債の発行可能額算出方法が見直されまして、昨年度対比で1億8,500万円増額の6億8,900万円です。全体の町債の全体の80%を占めております。それ以外の町債につきましては発行額を抑制すると共に、ほとんどが合併特例債、過疎辺地債等できるだけ町としての負担の少ないものの活用を行っております。なお、町債の平成22年度末の残高見込額は99億7,786万8千円で20年度より1億8,800万円ほど減少すると見込んでおります。 歳出につきましては、6ページに目的別内訳を款ごとに表示いたしております。第2款 総務費は13億2,947万8千円、前年度に比べまして8,394万3千円の増となっております。公の施設管理の一元化に伴い、予算を総務費に移し替え包括管理したことや選挙事務の経費等が主な増額の要因でございます。第3款 民生費は24億8,170万6千円、5,479万8千円の増といたしております。子ども手当給付金を2億9,200万円ほど計上いたしましたが、国民健康保険特別会計繰出金の減額等で2.3%の増となっております。第4款 衛生費は7億2,697万7千円、前年度で17.1%の減額いたしております。これはかりん温泉閉鎖によるものが主な原因でございます。第5款 労働費3,247万4千円、前年度で2,916万3千円の増といたしております。これにつきましては、雇用対策事業等によるものでございます。第6款 農林水産費は1億2,700万円程度の減少といたしております。国営農地防災事業償還完了等が主な減額の要因でございます。第8款 土木費6億1,830万円、前年度対比で9,802万7千円の増でございます。主な要因といたしましては、町道造田六地藏線改良事業費等でございます。第10款 教育費は6,400万円ほど増額しておりますが、琴南中学校耐震工事また、満濃中学校改築関連事業が主な要
--	--------	---

	栗田総務課長	因でございます。他の詳細につきましては、８ページ以降の各款ごとの概要の部分でご説明申し上げます。 ７ページに性質別内訳を表示しております。まず、義務的経費の中の人件費は１．５％と増加しておりますが、投資的経費の普通建設作業にかかる職員の人件費と合わせての金額を見ますとおよそ３，２００万円、１．６％の減少となっております。扶助費につきましては、２億９００万円程度増額しております。これは、子ども手当の新設等によるものでございます。公債費につきましては３．３％の増となっておりますが、これにつきましては合併後に借り入れました起債の償還が始まることによるものでございます。投資的経費は、建設、普通建設事業費は９億４，１９７万１千円、１億１，６００万３千円、１１％の減となっております。これは、国営農地防災事業負担金の償還の完了等が要因でございます。その他の経費で、物件費が４，４００万円ほど増となっておりますが、これはインフルエンザ接種業務や満濃中学校改築事業関係の委託料の増額が主なものでございます。繰出金が１億３，３００万円ほど減少しておりますが、これにつきましては、国民健康保険特別会計の制度改正によりまして、関連した減少によるものが主な原因でございます。全体で見ますと、扶助費の増加が目立ちますが、これは子ども手当の新設等が主な要因でございます。 ８ページからは款別の内容を記しております。主に増額のものについてご説明しますが、減額のものにつきましても大きなものについてはご説明をさせていただきます。なお、人件費につきましては、お目通しを願いたいというふうに思います。 第１款 議会費は１億２，８３６万５千円、１，６２７万２千円の減でございます。 第２款 総務費は１３億２，９４７万８千円、前年度に比べまして８，３９４万３千円の増額でございます。第１項の総務管理費は、４，４７５万１千円増加しております。第３目 財政管理費で公会計制度導入のための資料作成業務を５００万円計上いたしております。第５目 財産管理費は３，０６７万６千円の増額でございますが、先ほどからも申し上げておりますように施設の包括管理実施による一括計上が主でございます。第６目 企画管理費で琴南、仲南両振興公社施設の改修に９００万円の増額、また振興公社経営安定化補助金としてそれぞれに５００万円を計上いたしております。なお、財源は基金からの繰入金でございます。第１２目 情報通信費は９，９７８万７千円、前年度と比べまして２，０３８万円の増でございます。情報通信関係機器の修繕料が１，５００万円の増額、情報関係施設の点検委託料が１千万円程度の増額でございます。第１５目 支所及び出張所費、第１６目 町民会館費は施設の一括管理により、管理委託料を減額いたしております。第２項 町税費は前年度対比で２，２９３万４千円増額しております。第１目 税務総務費で固定資産評価替えを行うための業務委託料が９８７万３千円を増額しております。第４項 選挙費の増額は本年度実施される選挙によるものでございます。 第３款 民生費は２４億８，１７０万６千円、前年度と比べまして５，４７９万８千円の増額をいたしております。第１項 社
--	--------	--

	栗田総務課長	会福祉費では1億6,307万8千円と大幅な減額をしております。これは、第1目 社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金で9,629万2千円の減額、第6目 隣保館費で21年度で長尾会館改修工事完了いたしましたので5,460万円が減額になったのが主な要因でございます。第2項 児童福祉費で2億1,787万6千円増額いたしております。第1目 児童福祉総務費で事業対象者数の増加により1,936万4千円の増、第3目 児童措置費で子ども手当給付費2億9,262万円を計上いたしております。 第4款 衛生費は7億2,697万7千円、1億4,963万3千円の減少でございます。第1項 保健衛生費で1億4,649万6千円の減、第1目 保健衛生総務費で簡易水道特別会計繰出金1,382万7千円の減、またかりん温泉の閉鎖に伴い健康づくり温泉事業費は廃目とした結果、1億692万2千円の減額となりました。増額要因といたしましては、第1目 保健衛生総務費で事業量の増によりまして、母子保健事業費が520万7千円、第6目 環境保全費、これは新たな助成事業の太陽光発電システム整備補助金で2,400万円を計上いたしております。第2項 清掃費は313万9千円の減で21年度と比べ大きな変動はございません。 第5款 労働費は3,247万4千円、2,916万3千円の増額、失業対策費で2,925万3千円を計上いたしております。 第6款 農業水産費は7億3,282万6千円、前年度比といたしまして1億2,695万6千円の減でございます。第1項 農業費で1億1,949万3千円の減、第5目 農地費で国営農地防災事業負担金繰上償還完了により9,670万円の減額が主な要因でございます。第3目 農業振興費で事業量の増により米政策改革支援事業が537万6千円の増、新規事業の追加により有害鳥獣駆除事業で27万7千円の増、第5目 農地費で事業量の増により団体営農業振興費が1,140万2千円増加いたしております。第2項 林業費は746万3千円の減でございます。第1目 林業総務費でかりんの丘公園野外ステージ工事費で975万円の増、第2目 林道事業費で事業量の減で林道笠形線開設事業が2,434万1千円の減、一方、事業量の増で塩入三野線開設工事が530万円の増、第3目 治山事業で新規事業の実施で564万1千円を計上いたしております。 第7款 商工費は1億5,856万3千円、3,147万2千円の増といたしております。商品券発行事業の換金料の増額によるものが主なものでございます。 第8款 土木費は6億1,830万円で前年度と比べまして9,802万7千円の増といたしております。第2項 土木管理費、第2目 道路橋梁維持費で国道の改良に伴う町道補修工事等で3,147万4千円の増、第3目 道路橋梁新設改良費で町道造田六地藏線改良事業等、地域活力基盤創造交付金事業が2,481万4千円の増、新規事業、檜林佐岡線改良事業1,608万円を計上しております。第3項 河川費で第4目 急傾斜地崩壊防止対策費で386万8千円は皆増でございます。第4項 都市計画
--	--------	--

末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君。 概括的な質疑をさせていただきます。22年度の予算ですが、昨年も同様の質問をさせていただいたと記憶しておりますが、なぜですね、我が町の規模で87億円という予算が出てくるのかということです。予算は入りを図り、出を制すと言われていますが、この予算を見る限り、出を制することができなかったので入りを増やしているにしか見えません。 今後考えれば、合併して4年間に大規模事業を行っていますので、公債費比率の上昇、今後の生産人口に人口減による町税の減、合併特例による交付税交付金の減を考えれば、今この時期に約8億6千万円もの町債と1億1千万円もの基金繰入金を歳入に計上することが望ましいのかどうか。今の話しで言えば、歳入規模は約78億円規模になると考えられます。78億円で10億円の公債比率ですから約13%ぐらいですけれども、約10年後にはですね、合併特例による交付金が減免されますので、約70億円規模の予算と言うことになります。そうなった時に、10億円規模の償還が入るということになれば、18%ぐらいの公債比率になっていくということは、町独自として、何か新しい事業をしても計上収支比率は高く、できないというような状況に陥ります。それが分かっている、なぜ87億円規模の予算なのか。予算においてですね、今後の生産人口の減を食い止めるような施策ができていないとか、そういうのであれば理解はできますが、どう見ても今までどおりの予算付けをしているようにしか見えません。 先ほど施政方針の中で、町長が22年度予算は枠配を取入れたと言っておりましたが、それが行われた結果がこの予算というのはどうかと思います。私の考える枠配で言えばですね、入りを図るということですから、約78億円規模、そこからですね、義務的経費の40億円を引いて残りの36億円それをですね、基本方針であるコンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権、経済成長と財政規律の両立という面の優先度が高い事業をあげてくるのが、枠配でないかと思います。施政方針で枠配を取入れたと言っておりましたが、予算計上過程においてですね、どのような過程を踏まれた上でこういった87億円という予算が出てきたのかをお聞きするのが1点。 もう1点は議長の方に対する要望にはなりますが、この資料をですね、予算を審議するにおいて資料で今まで何度となく請求してきましたが、予算の見積書及び行政評価システムの連携を示した資料の提示をお願いします。でなければ、資料もないままに予算を審議するということは議会としてはできません。できればですね、紙ベースだけではなく、求めるものにおいてはデータベースでの提出をお願いします。この2点です。お願いします。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 予算の規模についてのお話だと思います。まず、財源につきましてはですね、前年度繰入金あるいは基金の取崩し、また起債等

	栗田総務課長	を利用しており、その支出に見合う財源確保をいたしております。本屋敷議員さんのおっしゃるとおり、これからの歳出、歳入はどのようなふうになっていくかを考えますと、歳出の削減は避けていくことができない課題だというふうには当然考えております。現在、まんのう町におきましては経常経費は83%から85%の数値を示しております。執行する場合にできるだけ柔軟な予算の、政策をするためにはこの経常経費をできるだけ抑えて、ある程度の執行する場合の裁量をできるような柔軟な財政状態をするのは勿論のことでございます。ただ、今現在の歳出の内容を見ますと、民生費あるいはその人件費等ですね、非常にその町では、町としては義務的な部分があります。民生費なんかは、その扶助費につきましては国の方で定められた部分において支出するというのがおそらく80%から90%占めておると思います。それから人件費につきましても、これは今後職員の減によりまして、減少するとは思いますが、それにつきましても徐々に計画的な減少になっておりまして、すぐに何億も減少すると言うのは非常に難しい状態でございます。 そういうふうを考えますと、急激な予算の規模の減少と言うのは今のところは非常に難しい。段階を追いまして、その事業の内容を精査いたしまして、徐々にではございますが予算の規模の減少というのは必要ではないかというふうに思っております。それについてはですね、今現在進めております、あるいは現在やっております事業のですね、評価をいたしまして、今後継続する事業、あるいは廃止する事業、あるいは休止する事業、拡大する事業に分けてですね、そういうその事務事業の内容を評価してそれを予算に繋げていくと、そして歳出の削減を図っていくというふうに考えております。以上でございます。
	末武議長 本屋敷議員	本屋敷崇君。 私が記憶しますにですね、昨年同様の質問をさせていただいた時にもですね、総務課長の方から同様な答弁が返ってきた事を覚えておりますが、私の質問に対してですね、歳出の削減をしなければいけないのは分かっていると。しかし、段階的でなければできないというお話ではありましたが、先ほども示したようにですね、10年後にはそれだけ地方交付税交付金は減ると言うことは分かっている。それで人口が増えることが分かっているのであればですね、今と同じような政策もしていくことは可能だとは思いますが、どう考えても公債比率の上昇等々を考えれば、今までと同じような規模の事業を維持していくことが困難であると、後10年は何とかなるかもしれません。しかし、10年後には知りませんよというような予算の付け方にしか見えないんですね。今、町長にしても、僕たち議会議員にしても、大きな役割としては申し訳ないですと、今までどおりの事業はできんのですと、勘弁してくださいと言うのが一番大きな仕事になるんじゃないのかなと思うんです。そこで、ここでどうしても歳出を削減していかなければ、10年後にその割を食うというのは分かっているんじゃないかなと思うんですね。 それからですね、先ほどから行政改革でPDCAを回してとおっしゃっていますが、未だ遅々として進まない。一般質問におい

	本屋敷議員	てもですね、町長の方に小亀議員の方から特別、町長の部局にさせていただきたいというような話もあってもですね、一向に進んでいないことを考えれば、本当にですね歳出削減に向かうのかなと思わざるを得ないわけですよね。これは10年後にそうなることが分かっておりながら、執行部は今、町民に対してですね、ごめんなさいと、今までどおりにはいかんのですと。私達議会もそうですけども、そうしなかったが故に10年後に破綻すると。まあ、破綻まではいかないかもしれませんが、そういった状況を迎えることを良しとするのかどうか。課長の皆さんもですね、ほとんどの方は退職されているとは思いますが、それをされたら困るわけですよね。ここで削減していただかんと。それはできんのでしょうかね。答弁お願いします。
	末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えしようと思えますけども、予算規模の削減をどうするかということでございます。私共の先ほど町長さんが申しあげました中で、私共の町の財源の現況でございますけども、私は決してまんのう町はそんなに財政状態は悪くはないというふうに考えております。これは国の施策でございますので、まんのう町は国の施策に則って、行政運営をやっている部分がございます。そういう意味、国の施策に則って財源を確保しておりますので、まんのう町が特別に悪い、極端な話をしますと、もし、まんのう町が、今、本屋敷議員さんが言われたように、将来ひっくり返るといふか、表現がええとか分かりませんけども、こうなった場合、もしそういうふうになった場合はおそらく全国ですね、自治体も同じようなものになってくると思えます。その、まんのう町だから、私、ちょっと表現悪いかも分かりませんが、町といたしましての方向性は今の状態ではそんなに財政状況を悪くするような方向性ではないと言ふふうに考えております。ただ、その財政規模の縮小、規模の削減、歳出の削減については、これはもう絶対にしていかな、いけない問題だと思います。ですから、これにつきましては、これからどうしてもやっていくべきものとは思っております。例えば、歳出の削減策として私は2つあると思うんです。1つはですね、補助事業の執行ですね。それと義務的経費の執行。これは義務的経費の中にはですね、扶助費のようにどうしてもしなければいけない部分。それからもう1つは課内の職員の努力でやれる部分。これについては、スピーディにやれます。その職員の中で工夫をして歳出の削減を図れる金額は、その扶助費とかあるいは投資的経費からすれば小額です。だけどもですね、今回公の施設の一括管理、あるいは、その次には事務機器の一括発注とかですね、そういうふうな職員は職員なりに努力をいたして、工夫して歳出の削減を図ろうというふうにしております。金額はわずかではございますが、そういうふうなところでも、職員の意識改革を図りまして、これがですね、核となって全体的な歳出の削減を図るようなそういうふうな流れになっていけばというふうに思っております。いずれにいたしましても、議員さんのおっしゃるように歳出の削減と言ふのは非常に重要な課題だと私共理解しておりますので、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと思っております。

	末武議長 本屋敷議員 末武議長 栗田総務 課長 末武議長 谷森議員	はい。 歳出の削減が重要だということは分かっているということですが、ほんだら1点だけ。枠配ですね、今回の枠配の部分、先ほど枠配の、私が思う枠配の説明をさしていただきましたが、今回、枠配を行ったと言う。どのような枠配を行ったのか。その辺の説明だけお願いします。 栗田昭彦君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 今回行っております枠配というのは、初めての試みでございますので、職員が自らの裁量の部分で行える部分に範囲を対象範囲といたしております。総務課の中におきましては、まず対象といたしましては一般管理費とか文書管理費、財政管理費、財産管理費、庁舎管理費、公用車管理費、行政評価管理費、これらを枠配分の対象といたしております。やり方でございますけれども、初めての試みということで、あと仲南支所とかあるいは教育委員会とかそういう部分につきましても、対象にいたしております。やり方といたしましては22年度の要求額をベースにいたしまして、20年度の予算執行額の執行率、20年度の執行率をその係数を、それを係数といたしまして、必要経費であります人件費を差し引いた部分にその率をかけます。出た数値に再び人件費を加算します。それを対象事業といたしまして、この先ほど申し上げました6つか7つの事務事業の合計を1つの枠配として数値の設定をいたしております。 はい、他に。 谷森哲雄君。 (委員会付託がなしになってしまうやないか。何を考えとるん。) いやいや、もうそんなに言うほど私は質問いたしませんので。少子化対策ということで、これは非常にこう、少子高齢化の時代です。何年か前からそうっておるんですが、本来なら、少子化対策として抜本的な対策をすべきでないかと。ところが、予算を見ますと従前どおりをそのまま踏襲言うんですか、予算計上しておるだけで、なんら少子化対策の新鮮味はないと、私はこういうように思うわけです。だから、前の議会、去年の9月の議会ですか、いわゆる少子化対策の一番の決め手はやはり若い独身男女、これが結婚することが一番少子化対策の、一番の特効薬であるということを私は提案したわけでありましたが、いわゆる今回の予算を見れば少子化対策は従前どおりでなんら変わってない。 それからもう1ついわゆる本屋敷君が総論的なことを申し上げておりましたが、私はやはり具体的に歳出削減をするのであれば、リテラとか色んな保守、システムの保守点検料とかこういうなんは当然役場の職員の中で私はできるんでないかと、こういう
--	---	--

谷森議員	ふうに私は考えるわけでありますので、この点お伺いしたい。 それから１つ個別にはなるんですが、光ケーブルの電柱の使用料ですか、これ１，５６０万これは毎年度この金額が負担になるのか。以上３点お尋ねいたします。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務課長	私の方からは少子化対策の事業についてと、それからシステムの委託料についてのお答えをさせていただきます。 少子化対策につきましては、従前とあまり事業の種類といたしましては、大きな変更は無いというふうに考えております。ただ、まんのう町におきましては、ある程度のレベルには達しているという、そういうような理解を示しておりますが、谷森議員さんがおっしゃいましたようにですね、やはり少子化対策というのはこれからも進めていなければいけないものというのは十分認識いたしておりますので、今後につきましても新しい事業展開をしたいというふうには考えております。そういうことで、ご理解いただけたらというふうに考えております。 それから、システムのですね、ソフトのシステムの委託料につきましては、私も十分な知識がございませんので、最近の事務事業を運営していく上では、そういうそのソフトが無ければ進んでいけないというようなことを、私はそういうふうな理解をいたしておりますが、それにいたしましても、非常にその維持、点検、保守の委託料が増えております。この部分につきましても、私は非常に危惧はいたしております。今後の導入につきましては十分に検討するようにといのは、私の方から課長の方にも、私の方から伝えております。今後は安易なシステムの導入はしないように、また、導入できるかどうか十分に検討して、導入を財務の担当としてはお断りすることもあるということも各課長に伝えておりますので、今後につきましてはそういう点につきましてもできるだけ歳出の削減を図ってまいりたいというふうに考えております。
末武議長	川田正広君。
川田企画政策課長	（こんなになったら、委員会がすること無しになるぞ。委員会ええわ。） 谷森議員さんのご質問にお答えします。 情報基盤整備によりまして、整備しました光ファイバーの件でございますが、四国電力、ＮＴＴに約１万本の電柱にケーブルを共架しております。この共架料につきましては四国電力、ＮＴＴに基準に基づきまして、年間１本あたり９００円、またＮＴＴさんが１本あたり１，１００円というふうな取り決めがございますので、これは年間毎年必要な経費となってございます。以上でございます。
末武議長	他に質疑ありませんか。

	末武議長 藤田議員 末武議長 吉原産業 経済課長 末武議長 小野建設 課長 末武議長	藤田昌大君。 大綱的に聞きます。1つですね、76ページのかりんの丘野外ステージ設置工事費なんですが、かりんの丘公園をする時に、野外ステージとですね、屋内のドームを作ってくれという要求が飛んで、今回新たな部分になったかと、僕は思っています。ただ、優先順位から申しますと、今の使用形態からいきますとですね、野外ドームが先でないかなという気がしますんで、なぜ、こういう野外ステージに決定したかいうのとですね、野外ステージになりますと、えらい安いと。ちゃちなもんやなというんがあります。それらについて、ちょっと大綱的な考えをお聞きしたいと思います。 もう1点。満濃池の周辺整備ですね。7,600万の部分が出てます。これは、前のこういう整備特別委員会があって答申した部分のですね、あれと整合性がある齋部課長の時やったんですかね。やったと思うんですが、それに伴う町道五毛線が開通したと、それに伴う大綱的なあれ、かりん会館周辺、かりん亭周辺の、満濃池周辺整備になるんで、それとの兼ね合いちょっと教えてください。 吉原孝一君。 藤田議員さんのご質問にお答えいたします。 かりんの丘のステージ設置工事、975万円の予算であります。これはちょうどたまたま森林整備過疎化林業再生事業費補助金と言うのがちょうどありまして、一応、予算にあげさせていただきました。これ、木造でいうことでもありますんで、ちょっとこれから申請とか行っていくところではございます。それからドームについては、どう言いますか、屋根のひさしというんで考えたらいいと思うんですが、その部分についてもちょっとある程度経費要りますんで、こういう補助事業あればまた取組んで行きたいと思っております。 小野隆君。 藤田議員の中で、今、かりん広場の件だと思うんですが、満濃池周辺整備の一環として、かりん広場を整備するという、当初、満濃池周辺整備事業の中で計画は今はまっておりますが、現段階ではですね、かりん広場についてはちょっと今見合っております。それより先、できますれば、上の駐車場を整備したいということですね、この前期の整備計画の中では上の駐車場にとりあえず振替えております。 それと今、吉原課長が申しましたかりんの丘公園の設備とは、全然別だと思っております。その公園の分につきましてはですね、雨よけ施設の延長だと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。 これをもって質疑を終了いたします。
--	--	--

日程第 28	末武議長 栗田町長	ただ今議題となっております、議案第 20 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 28 議案第 21 号 平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 21 号、平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。 115 ページをお開きください。第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23 億 8,590 万円と定めるものでございます。第 2 項で直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,270 万円と定め、第 3 項で事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算によるというものであります。第 2 条では、予算の流用について記載いたしております。 118 ページをお開きください。歳出では第 1 款 総務費で 895 万 3 千円、第 2 款 保険給付費で 16 億 9,091 万 6 千円、第 3 款 後期高齢者支援金等 2 億 2,632 万 1 千円、第 4 款 前期高齢者納付金等で 74 万円、第 5 款 老人保健拠出金で 1,002 万円、第 6 款 介護納付金 1 億 498 万 2 千円、第 7 款 共同事業拠出金 3 億 923 万 6 千円、第 8 款 保健事業費 2,528 万 6 千円、第 9 款 基金積立金を 11 万 1 千円、第 11 款 諸支出金で 883 万 5 千円、第 12 款 予備費として 50 万円を計上し、総額 23 億 8,590 万円となります。 117 ページをお開きください。歳入では、第 1 款 国民健康保険税 4 億 5,216 万 4 千円、第 2 款 使用料 10 万 1 千円、第 3 款 国庫支出金 6 億 484 万 3 千円、第 4 款 療養給付費交付金 1 億 7,949 万 1 千円、第 5 款 前期高齢者交付金 5 億 5,037 万 7 千円、第 6 款 県支出金 1 億 1,227 万円、第 8 款 共同事業交付金 2 億 6,886 万 9 千円、第 9 款 財産収入 11 万円、第 10 款 繰入金 2 億 1,625 万円、第 11 款 繰越金 1 千円、第 12 款 諸収入を 142 万 4 千円見込んでおります。 続きまして、平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算についてでございます。国民健康保険特別会計直営診療施設勘定における、平成 22 年度予算案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,270 万円としようとするものでございます。前年度、当初予算と比較しますと、50 万円の増、前年度対比 1.6% の増となっております。予算を編成するにあたりましては、施設の管理等に要する経費及び診療に要する経費等を基に予算計上したところでございます。 主な歳入についてご説明いたします。1 款 診療収入につきましては、1,510 万円を計上し、前年度対比 50 万円の増、3.4% 増となっております。6 款 繰入金につきましては、1,695 万円を計上し、前年度対比 15 万円の減、0.9% の減となっております。これは一般会計からの繰入金の減によるものでございます。
---------------	-------------------------	---

栗田町長	次に主な歳出についてご説明いたします。第1款 総務費につきましては2,811万6千円を計上し、前年度対比51万7千円の増、1.9%の増となっております。これは主に子ども手当等の増によるものでございます。2款 医業費につきましては421万4千円を計上し、前年度対比8万7千円の減、2.0%の減となっております。ご審議ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。
末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。
谷森議員	金額等については、私はなんら質問いたしません、いわゆる先ほどの補正の時にもお尋ねいたしましたが、税の負担の割合でございすが、応能応益の50対50。これは例えば、よその町は50対50でいっておるのか、またそれが近隣町で、例えば48対52とかそういう町があるのかどうか分かれればお答えいただきたいのと、いわゆる50対50についての見直しということがお考えられるのかどうか。それから特に申し上げたいのは国民健康保険の被保険者は個人店主、あるいは農家と非常に最近のこういう経済状況でありまして、非常に収入減となって生活が苦しくなっております。そういうことを考えますと、私は従前の50対50を少しは見直すということも考えてもいいのではないかと。私はこういうような考えを持っております。特に介護保険料とか色々な面でかなり、色んな面で天引きもされたり、生活が苦しいとそういう中で、過去には一般会計から国保会計へ一定の金額を繰入しておったと、こういうことも過去にはあったわけでありまして。だから、このことについて、いわゆる町長、あるいは担当また町長がこの応能応益の50対50とかについての見直しができるのかどうか。そういうことをお考えになっていただけるのかどうかお尋ねいたします。
末武議長 三好税務課長	三好定君。 谷森議員さんの質問にお答えします。 私が先ほども言ったように応益応能の割合は、あくまで、できるだけ50、50に近づけるというような方針というか、制度いうことでございますので、町によりまして、52とか48とかいうこともありますし、まんのう町におきましても、できるだけ50、50にするようにというのが国保の調整交付金なり補助の基準ということで、あくまでも、できるだけ基準のベースが50、50ということでございます。 現在今年の段階では、50、50という枠はあるんですが、来年度以降になると何か変わるとか、今、情報としてはあくまでも現

日程第 29	三好税務課長	時点ではそういうことで、来年以降については50、50が外せるとも私の方の情報ではちょっと聞いております。今のところはっきりしておりませんが。以上でございます。
	末武議長	谷森哲雄君。
	谷森議員	課長のお答えによりますと、50、50に近付けるというようなお答えであったかと思いますが、さすれば、例えば今言うその、分かるのであれば、例えば応能と応益の割合がどうなっているのか。そしてまた、町長としてでも、いわゆる住民の生活、いわゆる特に国民健康保険の被保険者は自営業者、あるいはその農家と。これが主でございます。そういう方は、近來無い生活が苦しいわけでありまして。そういうことを考えますと、やはり住民の福祉を一番こう考える、一番の身近な自治体として、まんのう町としてそういう見直しも、やはり考えるべきではないかと、私はこういうふうに考えておりますがいかがでしょうか。
	末武議長	三好定君。
	三好税務課長	谷森議員さんの質問にお答えします。 先ほどの応益応能の割の率の件ですが、それははっきりと52にするとか48とか応益応能の割を、例えば逆算してやるようなことはちょっと難しいんじゃないかという形で、できるだけその基準額に近付けるというのが計算方式ということになっておりますので、極端にそのバランスを変えたように逆算しまして、税を応益応能を決めるというようなことにはちょっと難しいんじゃないかということで、答弁とさせていただきます。以上です。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第21号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第29 議案第22号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第22号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計予算案についてご説明申し上げます。 143ページをお開きください。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ930万円と定めるものでございます。 145ページをお開きください。歳出では、第1款 総務費10万円、第2款 医療諸費306万円、第4款 諸支出金613万9千円、第5款 予備費1千円を計上し、歳入の主なものでは、第4款 繰入金で408万8千円、第5款 繰越金519万9千円を計上いたしております。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

日程第 30	末武議長	質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 2 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
日程第 31	栗田町長	ただ今上程されました議案第 2 3 号、平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明申し上げます。 1 5 3 ページをお開きください。第 1 条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ 2 億 5, 0 8 0 万円と定めるものでございます。 1 5 5 ページをお開きください。歳出では、第 1 款 総務費 1 2 0 万 5 千円、第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 4, 8 5 9 万 4 千円、第 3 款 諸支出金 5 0 万 1 千円、第 4 款 予備費として 5 0 万円を計上いたしております。歳入の主なものでは、第 1 款 後期高齢者医療保険料 1 億 5, 6 7 5 万 1 千円、第 4 款 繰入金 9, 4 0 4 万 1 千円を計上いたしております。ご審議のうへご議決賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 3 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 2 4 号、平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計予算案について提案理由の説明を申し上げます。

谷森議員	そして、高い原因としては介護保険の利用者が多いと。そういう中で、療養介護とか医療介護とかそういうことがあろうかと思いますが、高い要因は、利用者が、介護保険は利用者が多いと、これにつけるかと思うんですが、例えば安くするような方法とか、あるいはまた担当としてお考えになっておるのかどうかお尋ねいたします。
末武議長	宮地隆君。
宮地健康増進課長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。 1 点目の県下における保険料の件でございますが、現在第4期の介護保険に基づく計画をしております。21年、22、23が3年間の計画で実施しとるところでございますが、この3年間につきましては既に昨年のちょうど3月に保険料の改定についての、変更について条例等で改正してございます。そのとおり今年も実施するというようなことでございまして、3年間は保険料は変わらない、全体的には変わらないということなんですが、本町の場合は3段階に分けておりますので、若干今年、来年と上がるということになろうかなと思います。そういったところが、何市か、何町かございます。3年間均等でしとる市町もございますが、それは町長の状況によって前回、第4期の計画の中で計画されたものでございます。安くなる方法ということになるわけですが、やはり本町の場合には施設的なところも多いようでございまして、やはり施設介護サービスのところがどうしても給付の多い要件になろうかなというように思っております。今後につきましても、そういった予防的なところで、今後のその要支援の方々が、要介護にならないような予防対策と言うのは必要かなと思うんですが、現在のところはやっぱり施設介護サービスのところがやはり伸びてきとるというのが現状かなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
末武議長	他にありませんか。
三好議員	三好勝利君。 今担当課長から説明がありましたけど、そのなぜ多いか少ないか、県下で1番じゃ2番じゃ言う、それはもうそなんは一般論であってね、なぜ介護保険が高くなるかということは、今言った施設が多いからそら高くなる。ただし、ある人言えば、今日はなんでこのサークル参加せんのかと思ったら、いや前からもうその介護のあれで迎えに来るんで、頼まれて断りきれんのやと。こういう馬鹿みたいな話もあるん、みなさん知っとりますか。はっきり言うて。ほいで、極端に言うたら介護の車で行って帰って玄関も入らんと田んぼ出て、長靴履いてやっぴよと。そういうの皆見ておるんですよ。そういう指導はやっぱり行政はちゃんと、課長、ちゃんと把握してちゃんと指導せないかんの。分かっとな。聞いてみな。そういうことはやっぱり行政はちゃんと把握しとかないかんで。どなんなっとな。まんのう町は、掛金が。元気な人が、あんだ介護のあの車迎えに来て乗って行って、そら結構じゃと。もんたら玄関も入らんと長靴履いて田んぼに行きよる。その人がなんで保険を使わなかなのなという、そういう声もあるん

三好議員		ですよ。実際に。それとやっぱり今体育施設作つとる。色んな施設も作つとるけど、やっぱり朝も言うたように福祉と増進課と統合してもそれも1つの方法ですけど、やはり健康増進課というのをそういうのを縮小するために栄養指導、健康指導、結局散歩しなさいとかそういうような指導をしながらやるのが、増進課の仕事であってやはり何でもかんでもひっくるめたらいかんと、私言うたでしょう。そこらへんは、やっぱり課長ちゃんと掌握して実際にそういうことあるん。聞いてみな。こんな馬鹿げたことどこにありますか。片方では保険金どんどん生活いっぱいいっばいで納めよる人おる。片方元気な人がどんどんその保険を使ってサービスを受けておる、そう言う現状があるんですよ。実際に。そこらへんが大きなギャップになつとんやから。やっぱりこんな特に議論するには、そういう本論をやっぱりわきまえて、やっぱりやらないかん。これほんとに委員会付託やから私言いたくなかったんやけどやっぱりそれも、やっぱり言うとかなければ審議に参加できませんので、それは事実です。十分調べて調査して、課長、対処してください。
末武議長		宮地隆君。 (馬鹿げたん、どこにありやあ、お前。来てくれ言う電話かかってくるんじやと。)
宮地健康増進課長		三好議員さんの質問にお答えしたいと思います。 ディサービスにつきましては、介護保険で行っておりますディサービス、それと前回から介護保険制度以前、要するに一般会計の方でしておりますディサービスがございます。通称のその生きがいディサービスについては、2ヶ月3回、行っきよりますが、その方は今言う生きがいにしておりますので、元気な方々も行っております。それと、介護保険で要介護持つとる方々が、満濃荘あるいは仲南荘へ行かれよるディサービスとの、またやすらぎ荘もそうですが、それとのディサービス違いなところもちよと若干あるのかなというような感じもしたんですが、どちらにしてもそういった状況につきましては十分把握さしていただきまして、また、そういうことのないようなことで、ケアマネ等々に指示等をさしていただきたいというように思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。
末武議長 三好議員		三好勝利君。 恥の上塗りで、言わんとかかなと思っただけど、結局まあ今健康づくり推進協議会というのはやって、推進はしておりますけど、月に2回か3回か、町のバスをチャーターして時には間違ごて法外なような観光バスと変わらんような請求も出してくるような場合もあるんですわ。実際に。そういうところにやっぱり補助金をつけて、やはりみなさん元気になって、やっぱり次の行事を楽しみに、健康でなかったら行かれんのや。そういうほんとに実のある細かいサービスをやっぱり行政は考えないかんのです。ただ単に微々たるもののあれで、年間1, 500人ぐらいが動員して、10万やそらの、1人100円か200円ぐらいか足らんよう

日程第 32	三好議員	な分の補助金をばらまいてやっとして、片方では何十万、何百万という補助金をザルのようにぶらさがしとるん。やっぱりそういう、ほんとに実質的に実のある、住民がほんとに喜んで良かったなというような、やっぱり補助金の制度、使い方を私は、課長、希望しておきますよ。課長、聞いとんな。えっ。それに対してちゃんと、答弁して。恥の上塗りをしよるような、今日は、ほんま。はっきり言うて。
	末武議長	宮地隆君。
		(ほんまじゃわ。こなん。あんた。恥の上塗りじゃが。委員会付託しとんじゃけど。)
	宮地健康 増進課長	三好議員さんの再質問にお答えいたします。
		予算的には負担金補助及び交付金というようなことでなっておりますが、これは色々な審査を、介護保険でいう中では国保と同じで連合会等々で審査した分の報償的なものが入ってきて請求されるわけございまして、そういったものにつきましては審査した上で、支払ってございます。先ほどちょっと申しました中で、ディサービスが2つあるというのがありますんで、その辺でちょっと住民の方が、端から見たら勘違いされておられる方も多少おるのかなというように懸念もしたわけございまして、その辺は十分また調査さしていただきたいというように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。
	末武議長	谷森哲雄君。
	谷森議員	関連があるので、お願いなり質問しておきますが、いわゆる介護保険では医療の介護と療養介護と2面あるかと思いますが、この区分いうんははっきりできておるわけですか。
	末武議長	宮地隆君。
	宮地健康 増進課長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。
		要するには介護給付費の中にありますが、居宅介護、要するには訪問介護して居宅しての介護とそれと施設介護が大きな区分かなというように思っております。そういった中で、サービスをそれぞれするのが、今言う予算的に審査した分で流れて行くというようになってございまして、その施設、施設の対応といいますか、それは内容的にはそれぞれの特養とか、それからそういった何と言いますか、色々違うところあるんですが、その分の審査的なものにつきましては一括して審査しておりますので、間違いのない負担金で支払われているというようになっておると思っております。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております、議案第24号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第32 議案第25号 平成22年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。

	末武議長 栗田町長 末武議長 三好議員	提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第25号の提案理由を申し上げます。議案第25号は平成22年度まんのう町診療所特別会計予算案についてでございます。 診療所特別会計における平成22年度の予算案につきましては、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,590万円にしようとするものでございます。前年度当初予算と比較してみますと1,050万円の減、前年度対比10.9%の減となっております。予算を編成するにあたりましては、診療所管理運営等に要する経費及び診療に要する経費等を基に予算計上したところでございます。 主な歳入についてご説明いたします。第1款 診療収入につきましては7,920万円計上し、前年度対比130万円の減、1.6%の減となっております。2款 使用料及び手数料につきましては94万4千円を計上し、前年度対比20万4千円の増、27.6%の増となっております。第4款 県支出金につきましては皆減となっております。第5款 財産収入につきましては診療所管理運営事業基金運用利子21万円を計上いたしております。7款 繰越金につきましては524万3千円を組み入れております。 次に主な歳出についてご説明いたします。1款 総務費につきましては5,628万4千円を計上し、前年度対比2万円の減となっております。2款 医療費につきましては2,904万5千円を計上し、前年度対比1,063万円の減、26.8%の減となっております。この減の主な要因は、医療機器購入費の減によるものでございます。3款 施設整備費につきましては16万円を計上し、前年度対比10万円の減、38.5%の減となっております。5款 基金積立金につきましては診療所管理運営事業基金積立金21万1千円を計上しております。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 三好勝利君。 診療所も別に予算的には結構です。ただ、やはり最近のようにデマンドタクシーとか色んな補助制度ができとんですから、やはり将来的にやっぱり温泉と併設するとか、そういうのが一石二鳥で、2箇所行かなくて済むわけですから、そういうことも将来的に考えて以前私は提案してあります。医療モールというのが今流行っております。温泉と医療を併設して1回行けばそこで全てまかなえるというような、方策も採っておるところがあります。そういう中で、結局、経費を削減してやっていくというふうなこと
--	---	--

	栗田町長	の規定により 3, 0 0 0 万円と定めるものでございます。2 2 年度につきましては、前年度と比較しますと 9 0 万円の減、前年対比 0. 3 % の減となっております。2 2 年度の主な事業につきましては、造田浄水場の機能強化を図る措置といたしまして、2 0 年度から引き続き 2 2 年度においても取水施設工事として 1, 1 5 0 万円を実施したいと考えております。 次に 2 0 5 ページをお開き下さい。歳出の方からご説明いたします。一般管理費につきましては本年度予算 4, 3 9 6 万円を計上し、職員 4 名分の人件費及び事務的な経費であります。本年度も昨年度に引き続き役務費において、水道施設設備に対しての落雷等による被害が生じた場合のために施設損害保険料 1 9 0 万円を計上いたしております。また、施設管理費につきましては本年度予算 5, 5 5 0 万 6 千円を計上し、主なものとして施設の管理運営に伴う経費でございます。次の施設整備費についてありますが、本年度予算 1, 9 0 0 万 1 千円を計上しております。先に申しましたが、造田浄水場の機能強化を図るため 1, 1 5 0 万円を計上し、内訳として委託料で 1 5 0 万円、工事請負費で 1, 0 0 0 万円を計上いたしております。その他国道等工事にもなう配水管移設工事による修繕費で 2 0 0 万円、原材料費で 5 5 0 万円を計上いたしております。公債費につきましては、起債の償還金として元金と利子で 1 億 4, 0 9 3 万 1 千円を計上いたしております。また、予備費で 1 5 0 万円を計上し、歳出合計 2 億 6, 0 9 0 万円といたしております。 次に歳入であります。2 0 3 ページをお開き下さい。分担金及び負担金で 4 3 0 万円を計上しております。また、使用料及び手数料につきましては 1 億 5, 0 7 2 万 6 千円を計上しております。また、繰入金につきましては 9, 5 4 5 万 3 千円を計上しております。その内訳といたしましては、起債の償還分と高料金対策費分として一般会計より 9, 2 3 5 万 8 千円を計上いたしております。また、基金繰入金で 3 0 9 万 5 千円を計上いたしております。その他繰越金で 1, 0 1 1 万 9 千円、諸収入で 3 0 万 2 千円を計上いたしております。歳入合計といたしましては 2 億 6, 0 9 0 万円といたしております。よろしくご審議ご議決賜りますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 6 号は建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 34	末武議長 栗田町長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 小野課長	日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 それでは議案第 2 7 号、平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算案について提案理由を申し上げます。平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 6 7 0 万円とするものでございます。 歳出予算では、総務管理費で 3, 9 1 5 万円を計上し、その内一般管理費で 3, 8 9 0 万円を計上し、その内訳として人件費で 1, 1 7 8 万 2 千円、負担金補助金及び交付金は 2, 7 1 1 万 8 千円を計上いたしております。業務管理費では、水洗便所改造助成金及び資金融資利子補給金で 2 5 万円を計上いたしております。施設費の環境管理費では、3 2 6 万円を計上しております。下水道施設整備費では 3, 5 4 9 万円を計上し、その内訳として人件費等として 1, 0 4 9 万円、下水道工事費として 2, 5 0 0 万円を計上いたしております。公債費では 1 億 3, 8 4 0 万円を計上し、その内訳として、起債償還金の元金で 9, 5 3 0 万円を、利子で 4, 3 1 0 万円を計上、また予備費で 4 0 万円を計上いたしております。 歳入予算では、下水道受益者負担金で 4 0 万円、下水道使用料で 3, 3 0 1 万 2 千円、国庫補助金で 1, 1 2 0 万円、一般会計繰入金で 1 億 1, 4 3 6 万 3 千円、繰越金及び諸収入で 2 万 5 千円を計上いたしております。また、町債では 5, 7 7 0 万円を計上し、その内訳として下水道債で 1, 9 5 0 万円、資本費平準化債で 3, 8 2 0 万円をそれぞれ計上いたしております。また、第 2 条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等を第 2 表で示しております。第 3 条では、一次借入金の借入れの最高限度額を定めております。 以上、平成 2 2 年度下水道特別会計予算につきまして、ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君。 確認なんですが、下水道事業においてですね、確か当年が最終年度になると思うんですが、その後の計画はなしということでしょうか。 小野隆君。 今の本屋敷議員さんのご質問でございますが、公共下水道の工事につきましては、平成 2 2 年度、今年度の当初予算を持ってで
---------------	--	--

日程第 35	小野課長 末武議長 栗田町長 末武議長	すね、工事を完了したいと。それで２３年度で全体の計画ですか、書類的な整備をして終結したいと思っております。以上です。 他に質疑はありませんか。 （なし） これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第２７号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第３５ 議案第２８号 平成２２年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第２８号、平成２２年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案についての提案理由を申し上げます。 平成２２年度まんのう町農業集落排水特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ２，９４０万円とするものであります。 歳出予算では、施設管理費で１，０４０万８千円を計上し、主な内訳として施設の電気、水道代及び修繕料等で４８０万８千円、設備の保守点検、汚泥処理及びGISデータ整備業務委託料で５６０万円を計上いたしております。公債費では、１，８８９万２千円を計上し、その内訳として起債償還金の元金で１，２６９万３千円を、利子で６１９万９千円を計上、また予備費で１０万円を計上いたしております。 歳入予算では、内訳として、使用料で５３０万５千円、一般会計繰入金で２，４０９万３千円、繰越金及び諸収入は１千円ずつ計上いたしております。また、第２条では一時借入金の借入れの最高額を定めております。以上、平成２２年度の農業集落排水特別会計予算につきまして、ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 （なし） これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第２８号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第３６ 議案第２９号 平成２２年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
日程第 36		

日程第 37	末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第 29 号 平成 22 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。 237 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6,550 万円と定めるものでございます。 239 ページをお開きください。歳出では、第 1 款 総務費 1,130 万円、第 2 款 施設費 3,468 万 4 千円、第 3 款 公債費 1,901 万 6 千円、第 4 款 予備費で 50 万円を計上いたしております。歳入の主なものでは、第 2 款 使用料及び手数料 2,500 万円、第 5 款 繰入金 4,049 万 8 千円を計上いたしております。ご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 29 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 37 議案第 30 号 平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 30 号、平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算案についてご説明を申し上げます。 1 ページをお開き下さい。第 1 条、平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算を次のとおりと定めるものであります。第 2 条、業務の予定量を定めてございます。第 3 条 収益的収入及び支出を定めてございます。第 4 条、資本的収入及び支出を定めてございます。 2 ページをお開きください。第 5 条、企業債の借入れについて定めてございます。第 6 条、一次借入金の限度額は 1 億円と定めてございます。第 7 条、予算の流用禁止項目を掲げてございます。第 8 条、一般会計からの補助金の額を定めてございます。第 9 条、棚卸資産の購入限度額を定めてございます。平成 22 年度まんのう町水道事業会計予算につきましての収益的収入及び支出に

	末武議長 本屋敷議員	提出者から提案理由の説明を求めます。 まんのう町議会議員 本屋敷崇君。 発議第1号 まんのう町政治倫理条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者、本屋敷崇。賛成者、小亀重喜。提出理由を述べさせていただきます。 現在、国会においても、予ねてよりの懸案である政治と金を取り沙汰され、国民に対して大きな政治不信を起こしております。また、地方においても同様の事件が後を絶ちません。これを受けて300を超える多くの地方自治体が政治倫理条例を制定してきました。 当条例は、町長をはじめ特別職や議員の政治倫理基準を定めることにより、地位や権限を利用して利益を図ることの防止、チェック機関としての政治倫理審査会の設置、町民の調査請求権の規定をしています。 当町においても、町民全体の奉仕者である町長や議員が政治倫理を確立して、町民に開かれた信頼される公平・公正な町政運営を行うためには、政治倫理条例の制定が望まれます。 多くの自治体が制定している事を勘案しても、政治倫理の確立は、現在の自治体には、すでに必要不可欠なものであると考えます。以上のような事から、本条例の制定を意図し提出いたします。 中身におきましては、第1条から第16条、第1条に目的、第2条 町長等及び議員の責務、第3条 町民の責務、第4条 政治倫理基準、第5条 税等納付状況報告書、第6条 兼業・兼職報告書の提出等、第7条 政治倫理審査会、第8条 町民の調査請求権、第9条 虚偽報告等の公表、第10条 町長等及び議員の協力義務、第11条 職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会、第12条 職務関連犯罪による有罪確定後の説明会、第13条 職務関連犯罪による有罪確定後の措置、第14条 請負契約等の辞退、第15条 指定管理者の指定の禁止、第16条 委任及び附則となっております。また、細かい部分についてはお目とおしをお願いいたします。議員各位におきましては、本条例の重要性を十分理解していただけるものと信じております。以上です。 末武議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 谷森議員 この政治倫理条例の制定ですが、いわゆる提出理由の中で、理由でなくして、条例の中に目的とか住民の責務とか政治倫理基準とか、これは非常に漸進的なものがあるわけでありますが、私はやはり基本的にはまんのう町議会としては開かれた議会、民主的
--	--------------------------	--

谷森議員	な議会運営が大前提ではなかろうかと思います。そういう中で、これをちょっと見させていただきますと、いわゆる、資産報告書の審査とか、資産の報告を義務付けるようなくだりがあるわけですが、例えば、この条文の中で資産報告書は何条で報告せい言うんが記載されてないので、若干不備な点があるかと思たりするわけであります。そしてまた、県議会、市議会ぐらいになれば資産の状況も必要かなと思たりするんですが、町議会議員クラスが存在ではいかがかなと思たりするんですが、まあ全国で300と言うのはだいたい大きな都市の地方自治体ではなかろうかと思うんですが、県下の状況とかについても把握されておるのであれば、お答えいただいたらと思います。
末武議長	本屋敷崇君。
本屋敷議員	谷森議員さんの質問にお答えするのですが、そこは書類の不備ですので、おっしゃってるのが第9条の部分ですかね。
谷森議員	はい。
本屋敷議員	町長は第8条第2項の規定により審査会の報告に等々ですね、ですかね。
谷森議員	そうです。
本屋敷議員	すいません。もともとですね、最初考えてた時には、議員の資産の公開も全部考えてたものですから、その部分を削除し忘れていたという部分ですので、後にですね、訂正させて提出させていただきます。はい。 基本的には、谷森議員さんがおっしゃるようにですね、議会自体はですね、公正公平で開かれたものであるという部分が大前提であります、全国的にこういった条例が作られている部分におきましては地方自治法の92条等々ありますが、それにおいても、どうですかね、倫理的に抜け道となってしまう部分が多いと。そういう部分がありまして、こういった政治倫理条例が各地で作られている背景がありますので、そこは勘案していただいてですね、十分に協議していただければと思っております。書類の不備は申し訳ございません。
末武議長	谷森哲雄君。
谷森議員	例えば、資産の公開とか、こういうことになれば、言うたら個人の守秘義務とか、こういう、いわゆるこの頃よく言われております人権問題とか、そういうようなことにも発展とまではいかなくても議員であれば公職ですので、自主的に資産は公表するのが適正かなと思たりもするんですが、いわゆる町議クラスではいかがなかなと思たりするんと、それから先の質問の中で、県下で例えばこういう町段階でこういう条例を制定している町があるのかないのか。お分かりいただけるのであれば、お答えいただいたらと思います。
末武議長	本屋敷崇君。

	本屋敷議員	先ほどの町議レベルでという話ですが、もともと市レベルではですね、資産の公開という部分が行われてることが多い。当然ですね、最初作る時には資産の公開等も含めていたんですが、町議レベルではですね、この第5条にあります税等納付状況報告書をもって資産の公開にするという部分が多いということから、そちらに振替えさせていただきました。町長の方はですね、今現在ある条例の方で資産公開という部分がありますので、そちらの方になります。 またですね、他団体があるのかどうかということですが、三豊市の中でですね、合併する前に財田町だったか、だったと思うんですが、そちらがここまで詳しく書かれた倫理条例ではないですが、同様な趣旨の条例があったと記憶しております。三豊市になってからは、それがなくなっている状況であると思われます。また、三木町におきまして、こういった条例ではないですが、同様の条例があったと記憶しておりますが、確認はしておりませんので、何とも言えませんのでそこは申し訳ございません。はい。
	末武議長	他に質疑ありませんか。 三好勝利君。
	三好議員	さっき後ろの議員さんがこう縷々質問があり、また提出者が答弁ありましたけど、これ議運でも相当賛否両論があって、相当掘り下げて議論して、最終的に一番総括的な総務常任委員会に付託すれば全く明快な議論がなされるだろうと言うんで、総務委員会に付託したんであって、この場であんまり申し上げにくいですけど、我々議員の場合の資産公開でもたいした大金持とんのは21名の中で数名であって、おそらく見たら農地持とって一時なら2,000万、3,000万しよった田んぼが、今頃50万でも売買がでкинような時代ですから、それとまた、我々は政治献金を出す方は出しても、政治献金の1円もいただいたことないんです。国会議員とか県会議員とかなれば、やはり政治献金、町長になれば政治献金と言うのがある。だから所得とアンバランスがとれてはおかしいんじゃないかというんで、もともとやっぱり資産公開いうんが出てきたんであって、別に人の財産を充てにするわけじゃないけど、親から譲ったもんがあるやら、自分で儲けたもんやら、あるいは、これは個人、個々個々の個々のやっぱり秘密兵器でなく秘密財産であって、町長はんのように金持ちの人はええとしても、他の議員でピイピイピイ言いながら、生活しとんがほんと8割ではなかろうかなと。失礼な言い方ですけど、私をひっくるめて公開していても恥ずかしてよう公開せんような立場ですので、その辺はやっぱり十分ご理解していただいて、今頃だいたい金があるんだと言うんなら最低1億以上の金が無ければ金のうちに入らんというような世間の風評です。女性の方でも5,000万、6,000万持とるような時代だそうです。高松のある方曰く、三好さん高松の方来てなあ、もう少々金の話するんやったら4億、5億の話しよると。女性の方でも。風が悪いきんあんまり大きな話はしますなよと、そういう時代なんですよ。だから、そのへんのやっぱり情報も十分把握してね、

日程第 39	三好議員	10万や20万ぐらい貯金持つとるからいうてそれを公開せえ言うたって、それは非常にしにくいんですわ。それと、やっぱり300か400の地域がやったと、今、トータルで今千数百のこの4月でまた少し減るんですけど、その中のほんの数%です。だからそういうことで、我々の町で議員がおって苦勞してみんなやっとなんだというんも分かりますけど、そういうのをわざわざ公開して、まあ半分恥さらしのようなことをやらなくても、皆さん一生懸命やっておるんですから、私はいいんじゃないかと思って総務委員会で、これ議運でやってれと言われたけど、議運ではちょっと責任が重いんで総務委員会でやってもらうということで、総務委員会で委員会付託ですからきちとした明快な結論がでてくると思いますので、そのように提出者もご理解いただきたいと思います。以上です。
	末武議長	本屋敷崇君。
	本屋敷議員	先ほど谷森議員さんにおっしゃったようにですね、答弁しましたように、資産公開は議員の場合には、税納付状況ということで、公の職としての税を納付しているかどうかの状況に振替えております。もともとですね、この政治倫理条例において、市議会レベルでも議員の何ですか、資産公開がなされているという部分におきましては、大きな点としましては政治倫理の部分でですね、証券等々ですね。ほんだら、証券等々を含む場合。議会議員がですね、公の議員がある一定の会社の債券を持っている場合には、口利きと見られるという場合もありまして、資産公開という形を取っております。当然うちの町長の方もですね、資産公開においては1億円以上の何ですか、株式上場額が1億以上の会社における債券ね、出さないかんというようなもんはありますが、他市町においてはですね、それが株式の規模には関わらず証券の提出が出されとったりですね、そういった部分での政治倫理に関わる資産公開だと思っていただければ、ありがたいと思いますが、先ほどらいですね、両議員さんがおっしゃるようになりますね、町議会レベルでそこまでする必要性があるのかどうかということは、私も鑑みまして税等納付状況ということに、ここはさしていただいておりますので、よろしくお願いします。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、発議第1号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長、栗田隆義君。 それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。 人権擁護委員は人権擁護員法を根拠として、人権に介する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村の区域に設置されて

日程第 40	栗田町長	おります。まんのう町におきましては、現在 8 名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところでございます。人権擁護委員の任期は 3 年ですが、仲南地区、國重繁幸氏が平成 22 年 6 月 20 日をもって任期満了となりますことから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものであります。以上よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。
	末武議長 高木議員	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 諮問第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、諮問第 1 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。 日程第 40 意見書第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 まんのう町議会議員 高木堅君。 意見書第 1 号について提案説明をさしていただいたらと思ひます。核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出をするものでございます。提出者 高木堅、賛成者 黒木保、同じく大西豊。 提案理由としまして、ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであり、悲願であります。しかしながら、核兵器は、いまだに世界に約 2 万 1 千発も存在し、人類は今なお核兵器の脅威から、解放されておられません。2000 年の核拡散防止条約、再検討会議において、全面的な核兵器廃絶を約束をしたに

	高木議員	もかわらず、２００５年の同会議では実質合意ができていない状況でございます。 そこで、お手元に配布されております意見書のとおり、国に対し、１点目、政府は、国是、国の方針である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する２０２０年までに核兵器の廃絶をめざす、２０２０ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。２点目、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に、非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北・東アジア、非核兵器地帯構想を早急に検討すること。３点目として、核拡散防止条約の遵守および加盟促進、包括的核実験禁止条約の早期発効、核実験を一時停止・凍結するモラトリアムの継続、兵器用、核分裂性物質、生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。 以上３点を要請し、政府において、核兵器の廃絶と恒久平和実現のために、被爆６５周年を迎える２０１０年に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれるよう要望するものであります。 なお、意見書本文の内容につきましては、皆さん方、お手元に配布のとおりでございますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治第９９条の規定により提出するものでございます。どうかよろしく願いしたと思います。以上です。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第１号は総務常任委員会に付託いたします。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は３月４日午前９時３０分といたします。本議場にご参集願います。 本日はこれにて散会いたします。
	散 会	散 会 １７時１３分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

		平成22年3月3日
--	--	------------------

		まんのう町議会議長
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

--	--	--